

2022.8.15 時点

小谷村景観づくり計画 (案)

令和4年8月

小 谷 村

目 次

第1章 小谷村景観づくり計画のあらまし	1
1はじめに.....	1
2計画策定の背景と目的.....	2
3計画の位置付けと期間.....	4
4景観計画の区域.....	5
5各主体の役割と責務.....	5
6本計画の構成.....	6
第2章 小谷村の景観特性と課題	7
1小谷村の景観の概況.....	7
2小谷村の特徴的な景観.....	12
3村民の意識.....	17
4景観づくりの上での主要課題.....	21
第3章 良好な景観の保全と育成の方針	23
1基本方針.....	23
2地区区分別の景観保全・育成方針	24
第4章 良好な景観づくりのための行為の制限	26
1行為の制限に関する基本的な事項.....	26
2景観育成基準.....	29
第5章 良好な景観づくりのための事項	32
1景観重要建造物または景観重要樹木の指定に関する事項	32
2屋外広告物の表示、設置等の制限.....	34
第6章 景観づくりの推進に向けて	35
1景観づくりに対する村民意識の醸成.....	35
2住民の景観づくり活動の推進.....	36
3住民協定の推進.....	36
4景観づくりの体制、仕組みの充実.....	38
5景観計画の見直しについて.....	38
資料編 小谷村景観づくりプラン集	39

第1章 小谷村景観づくり計画のあらまし

1 はじめに

長野県の最西北端に位置する小谷村は、白馬村を源流として北に流れ、日本海へと注ぐ姫川とその支流に沿って発達した谷に集落が点在し、西側に中部山岳国立公園、東側に妙高戸隠連山国立公園と2つの国立公園を擁する風光明媚な村です。

地質的に東西日本を分けるフォッサマグナの西縁にあたる糸魚川－静岡構造線上に位置していることから、複雑で非常に変化に富んだ地形を有し、村内の至る所で雄大な景観を見ることができます。

村内には、古来より越後（新潟県）の糸魚川と信濃（長野県）の松本を結ぶ松本・千国街道が通じ、日本海と内陸を結ぶ交易の道として発達してきました。約120kmにも及ぶこの道は、日本海側からは海産物、信州側からは農産物が運ばれていましたが、中でも重要であったのが塩の運搬でした。海から遠く離れた内陸では、海辺で造られた塩が生きていく上で欠かせないものであり、松本・千国街道は別名「塩の道」と呼ばれました。「塩の道」の沿道には、牛方宿や番所跡など、往時の賑わいを伝える建造物などが残り、多くの区間は現在でも歩ける道として維持されています。

同じような「塩の道」が全国各地にみられる中で、距離が最も長く、当時の面影をよく残している松本・千国街道は「塩の道」の代表ともいえる存在です。交通の主役の座を鉄道や道路に譲った現在においても、「塩の道」が小谷村の歴史・文化を形づくってきた重要な存在であることは変わりません。

また、人々は集落とその周囲の里山を利用しながら、循環型の暮らしを長年にわたり続けてきました。今も村内の各所にふつうに見られる里山集落の景観は、日本の原風景とも言える貴重な景観です。

大自然とその中で暮らす人々によって、長い年月を経てつくられてきた小谷村の美しい景観ですが、少子高齢化や過疎化の進行とともにその存続が危ぶまれる状況となりつつあります。今見ることのできる小谷村の景観は自然にできたものではなく、人々の営みによってつくられてきた貴重な景観であり、村民の共有財産です。そこで景観計画を策定し、村民・事業者・行政が協働して景観づくりに取り組み、世界に誇れる小谷村らしい景観を次世代に継承することを目指します。

2 計画策定の背景と目的

(1) 景観計画策定の背景

「景観計画」は平成16年(2004)6月に制定された「景観法」に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

景観に対する住民等の意識が高まる中で、全国の多くの自治体で「景観法」を根拠とする景観計画への取り組みが進められています。長野県内でも多くの自治体が景観行政団体※となっており、それぞれの自治体で景観計画の策定または取り組みが進められています。

「景観計画」は、景観行政団体となった市町村が総合計画など市町村の上位計画と整合を図り、地域住民との協働により良好な景観保全・形成を図りながら、地域の特性を活かした「景観づくり」を具体的に実現していくための計画です。

■ 「小谷村景観計画」に記載している事項

小谷村景観計画

◎印は景観法の必須事項
○印は景観法の選択事項

◎景観計画区域

- ・景観計画にて取り組む範囲

○良好な景観の形成に関する方針

- ・景観形成に係る特性・課題の整理
- ・景観まちづくりの将来像
- ・良好な景観の形成に関する方針

○良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- ・届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導
- ・建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めて、変更命令も可能
- ・開発許可基準追加条件による上乗せ基準の設定

○景観重要建造物・樹木の指定方針
(景観区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る)

- ・景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全

○景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準
(道路・河川・公園 等)

- ・公共施設の管理者が、景観計画に基づいて公共施設を整備

○景観協定の締結

- ・住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

※景観育成／景観形成について、長野県では地域の自然や歴史、風土に根差した景観を守り育っていくという趣旨で「景観育成」と表現しています。小谷村においても長野県の理念を引き継ぎ、「景観育成」とします。
※「景観行政団体」とは景観行政を担う主体のことで、政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議することにより景観行政団体になります。

(2) 小谷村景観計画策定の背景

小谷村の景観育成については、これまで平成28年(2016)3月に策定した「小谷村第5次総合計画(後期計画)」において、基本目標の1つとして「美しい自然と豊かな資源を守り活かす 村づくり」を掲げ、観光や林業等の産業面を中心に取り組んできました。

これまで、小谷村の景観づくりの取り組みは長野県景観計画の枠組みの中で進められてきました。そのような中、平成28年(2016)9月26日に国土交通省から出された「主要な観光地及び都道府県における景観計画の策定について」において「明日の日本を支える観光ビジョンにより、景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上を図るべく、2020年を目途に、主要な観光地で景観計画を策定すること」という国の方針が示され、小谷村もその対象に含まれました。日本の原風景が色濃く残る小谷村は、国内外からの観光客にとって魅力的な場所であり、そのような観光需要に着目した乱開発が生じる懸念もあります。

また、脱炭素化を目指す中で再生可能エネルギーの開発も各地で進められており、乱立する太陽光発電施設は景観面や防災面からも大きな問題となっています。小谷村でも今後のような開発によって景観が一変してしまう可能性がないわけではありません。

令和元年(2019)には、文化庁により小谷村内の「塩の道」が「歴史の道百選」に選定されました。小谷村は「塩の道」とともに発展し、今の村の姿が形づくられてきました。「塩の道」を小谷村らしさの象徴として、小谷村らしい景観の保全や景観づくりを村全体として進めるため、村独自の景観条例の制定及び景観計画の策定に向けた取り組みを始めました。

(3) 計画の目的

小谷村景観計画は、「ありのままの小谷村」が持つ美しい景観を財産として捉え、無秩序な開発によってこの景観が損なわれることを防ぎつつ、人と自然が共生する美しい郷土を次世代に継承することを目的としています。そのため、本計画では景観育成に関する基本的な考え方や方針、最低限のルール(基準等)を明らかにしています。

小谷村景観計画の特徴

● 小谷村の景観育成に関する総合的な計画です

景観計画は、景観法に基づいて小谷村が定める計画で、小谷村の景観育成に関する総合的な計画となるものです。小谷村の景観育成は、今後、この計画に基づいて進めていくことになります。

● 広く村民意見を反映して策定した計画です

景観計画の策定にあたっては、村民の意識・意向を把握するアンケートを実施し、計画内容について検討する景観づくり住民懇談会を開催したほか、広報やホームページによる計画案の公表、住民説明会の実施など、広く村民意見の反映を図りました。

● 村民・事業者・来訪者・行政等の協働の指針となります

景観計画に定める内容は、小谷村の良好な景観育成を推進していくための村民、事業者、来訪者、行政等の協働の指針(ガイドライン)となるものです。

3 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

「小谷村景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、「小谷村総合計画」（計画策定時点では「小谷村第6次総合計画」（令和3年3月））を上位計画とした、小谷村の景観育成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、村民が行う景観育成活動や、行政が行う景観施策や景観育成事業などは、本計画に沿って進めていくことになります。

また、計画の実効性を高め、景観育成をより強力に推進していくため、次に示す関連計画との連携を図るとともに、建築基準法、自然公園法、屋外広告物法、文化財保護法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）などの景観育成に係わる法令等とも連携を図ります。

こうした総合的な施策推進により、村民、事業者、来訪者、行政等との協働による景観育成を推進していきます。

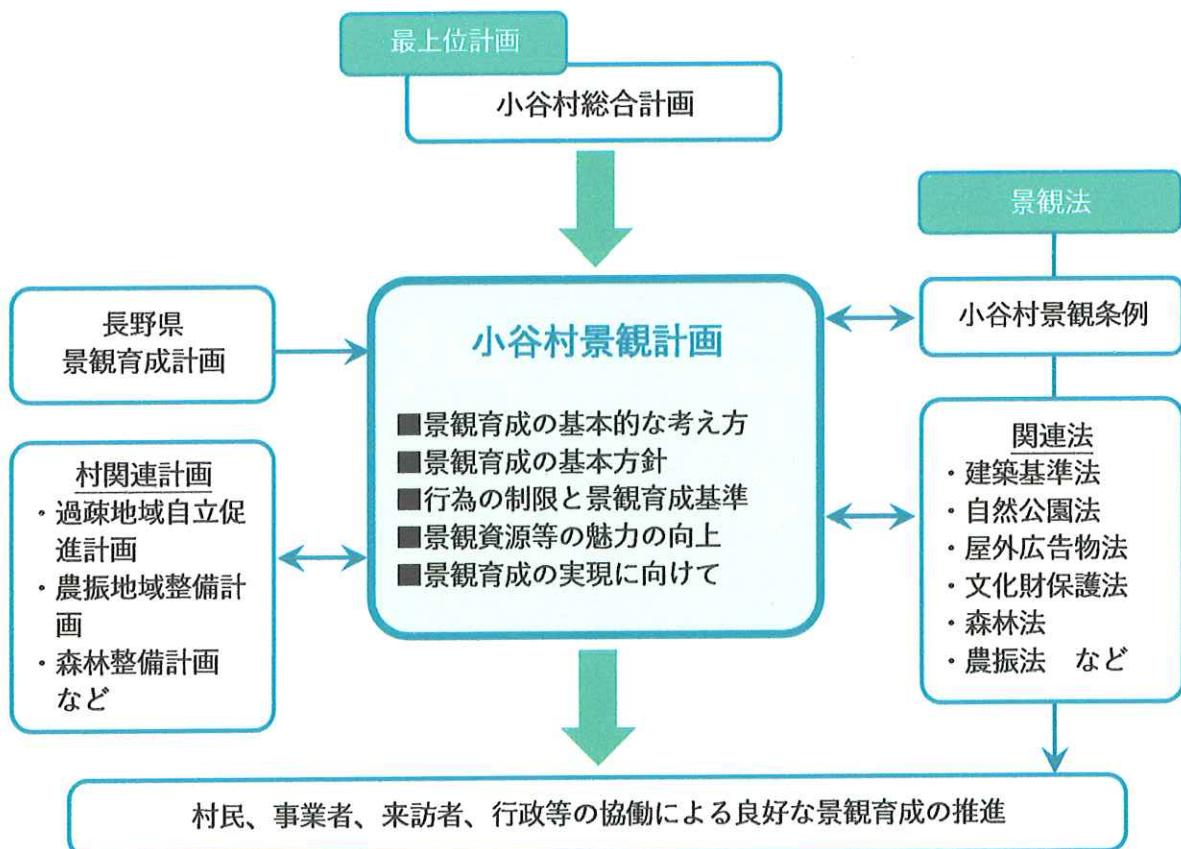


図 小谷村景観計画の位置付け

(2) 計画の期間

景観づくりは長期的な取り組みが必要であることから、本計画において目標年次は定めません。ただし、景観づくり基本方針などの景観づくりの基本的事項については、上位・関連計画等の改定、国や県の景観施策の変更、今後の村民のニーズや村を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 景観計画の区域

小谷村の良好な景観を保全・育成していくため、小谷村全域を対象区域とします。

5 各主体の役割と責務

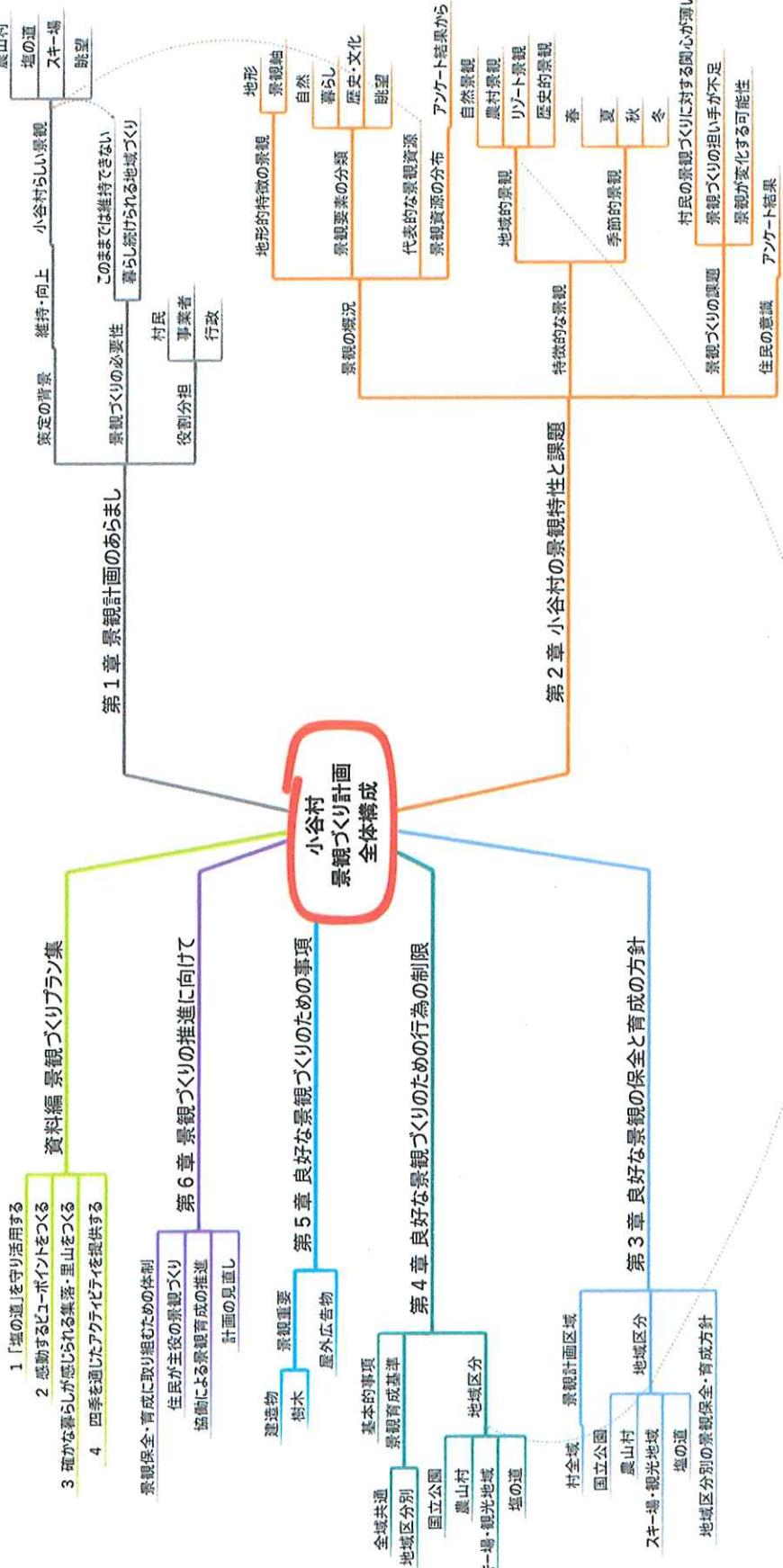
良好な景観づくりは村民、事業者、行政など、小谷村に関わる人々が、それぞれの立場で、または連携・協働して取り組む必要があります。

各主体の役割と責務を以下に示します。

村 民	事 業 者	行 政
<ul style="list-style-type: none">● 自らが景観育成の主体であることを認識し、積極的に取り組みます。● 村が実施する景観育成に関する施策、また地域で行う景観育成に関する取り組みに協力するとともに、自ら進んで良好な景観の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none">● 村の発展に寄与する事業を行います。● 景観に影響を与える行為を行うに当たっては、良好な景観育成に資するため、地域住民その他の関係者に対し、当該行為に係る工事等に関する説明及びその他情報の提供を行うよう努めるとともに、これらの者の意見に配慮します。● 業務を行うに当たっては、地域住民の行う景観の育成に関する活動を尊重します。● 村が実施する景観育成に関する施策に協力します。	<ul style="list-style-type: none">● 景観育成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施します。● 景観育成の中心的な役割を担い、地域の特色に応じてきめ細やかに取り組みます。● 良好的な景観育成が後世に渡り、持続性を持って「村民」「事業者」などが取組めるよう、情報の提供及び助言、取り組みに対する支援をきめ細やかに行います。● 景観重要建造物や景観重要な樹木の指定を行います。

6 本計画の構成

本計画の全体構成を下図に示します。



第2章 小谷村の景観特性と課題

1 小谷村の景観の概況

(1) 立地特性

① 地勢と地形

小谷村は、長野県の最西北端に位置し、東は東山から天狗原に連なる稜線をもって長野市と新潟県妙高市に接し、西は北アルプス白馬連峰を境として新潟県に接し、南は白馬村、北は糸魚川市に接しています。村域は平行四辺形に近い形をしており、東西 14km、南北 20.5km と南北にやや長く、面積は 267.91km² となっています。

村の中央を日本海に北流する姫川が流れ、これを底辺に標高 1,600~2,800m の高山が連なり、これに囲まれた急峻な峡谷型の地形となっています。

村の総面積の 86%を森林が占め、耕地はわずかに 1.6%と少なく、姫川とその支流の中谷川、土谷川に沿って 53 の集落が散在しています。村の中央を、姫川に沿って JR 大糸線と国道 148 号が南北に走り、重要な交通機関となっています。

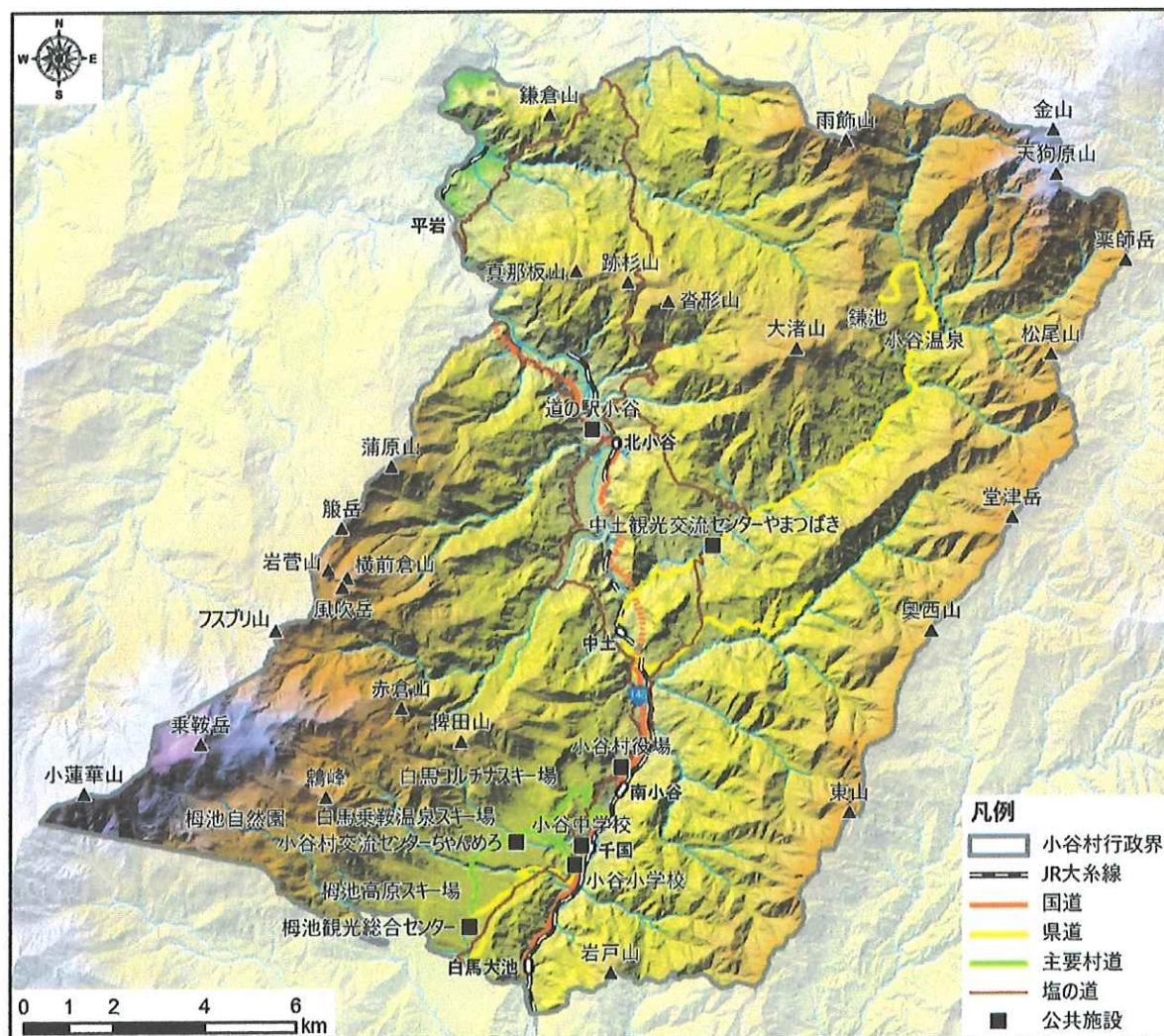
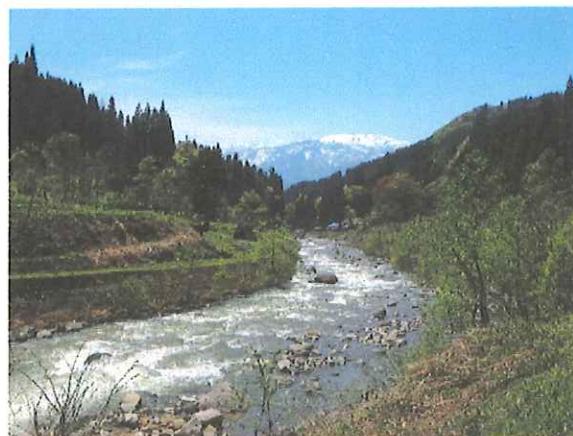


図 小谷村の地形

出典：国土数値情報

② 景觀軸

小谷村は、南から北へ向けて流れる姫川沿いに主要な交通路である国道148号が走り、JR大糸線と合わせて小谷村における人や物の流れの主要な縦軸となっています。村役場や小中学校を始めとした公共施設などの主要な施設や梅池高原などの主要な観光地もこの縦軸上に立地しており、村民や来訪者が最も目にする景観となっています。



横軸の一つ・中谷川（中谷東付近）

小谷村の景観軸は、南北の縦軸と東西の横軸から構成されています。

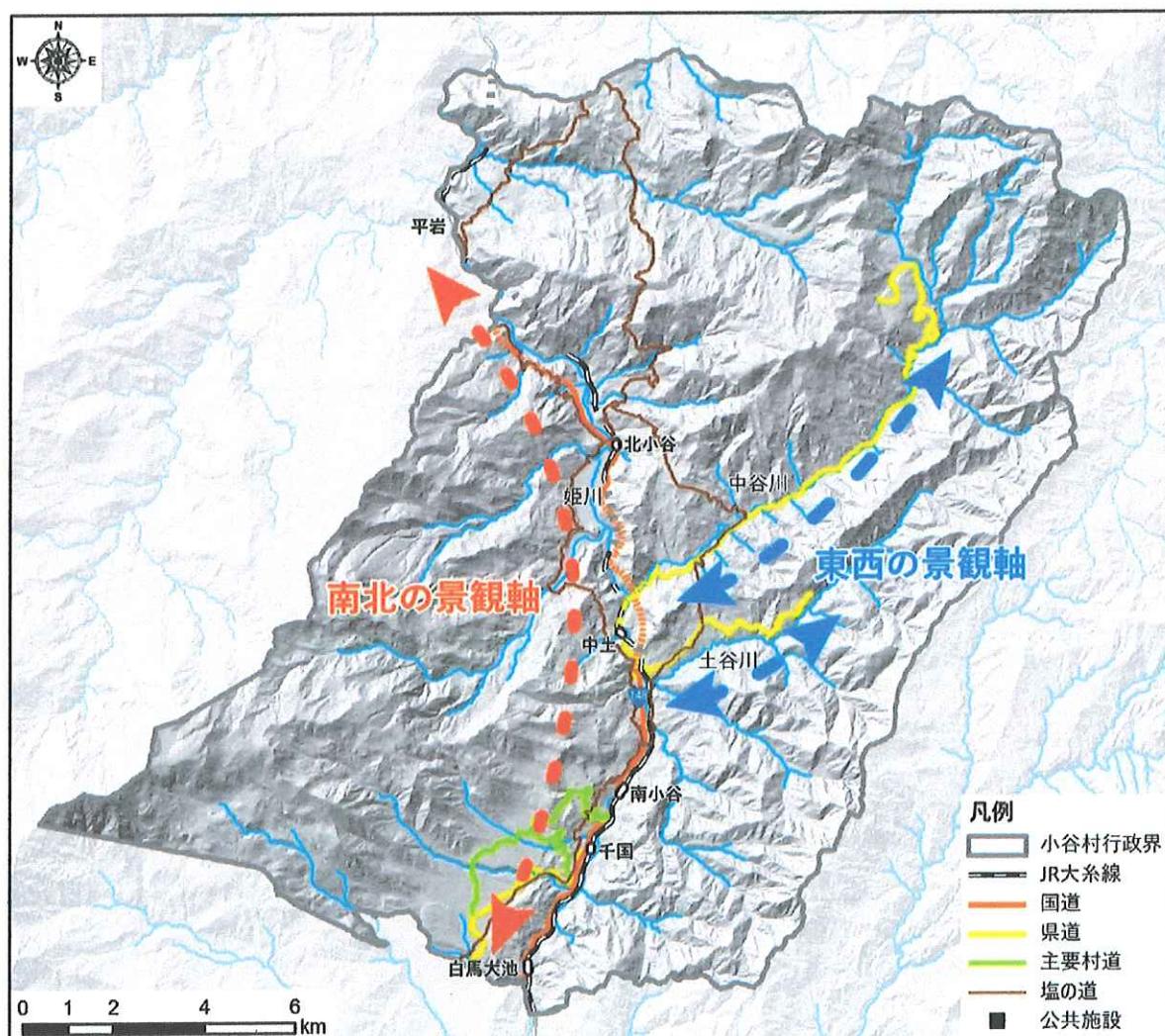
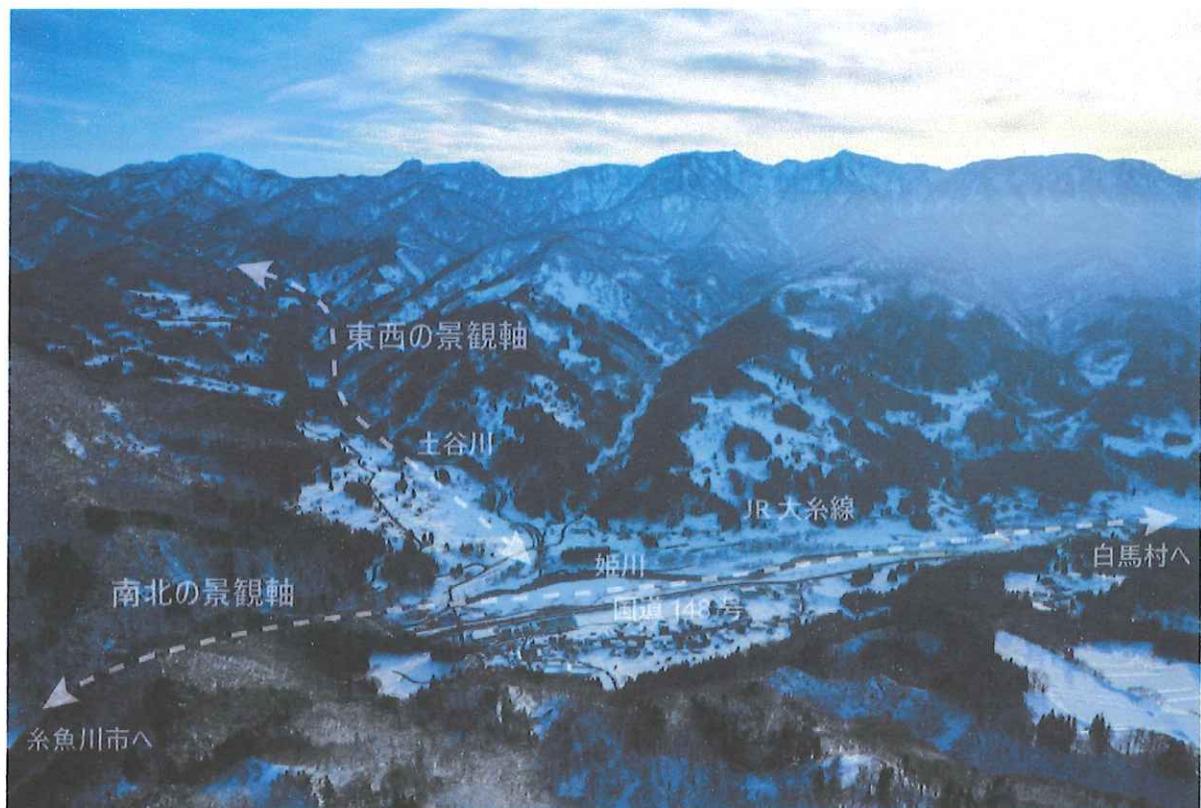
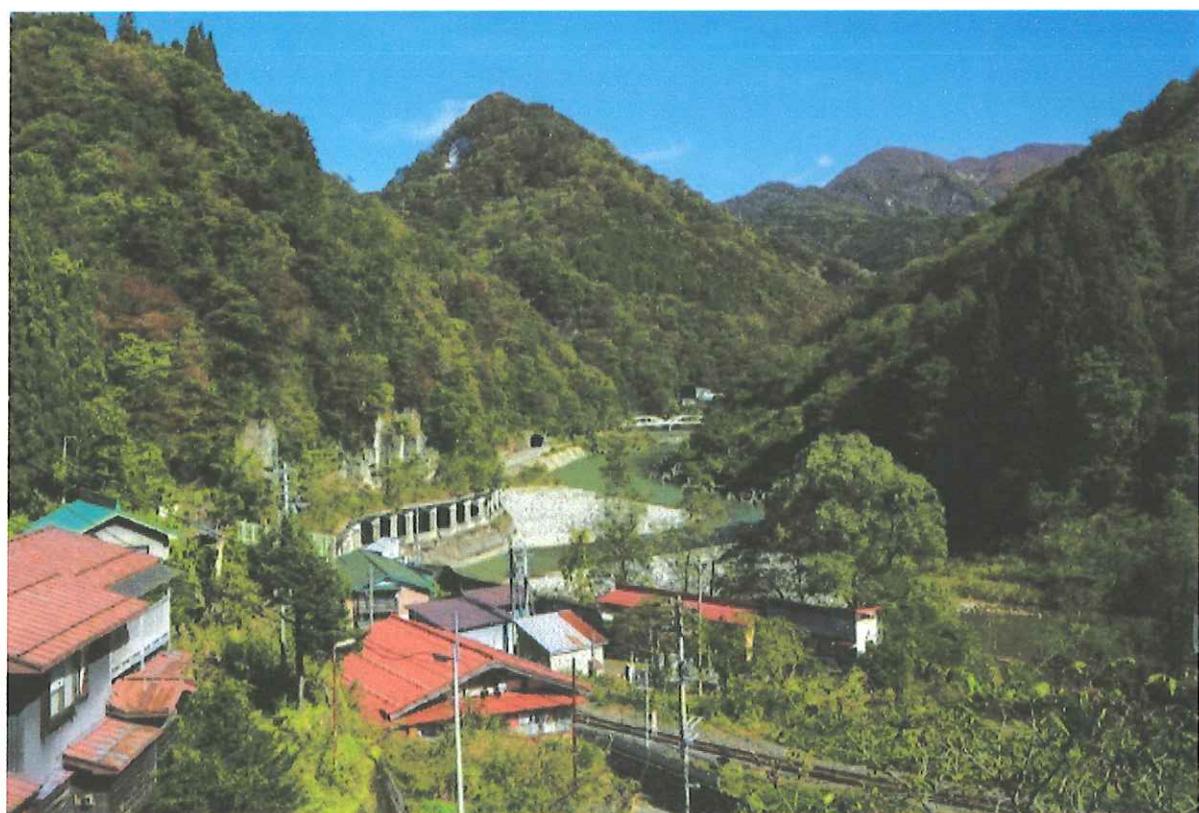


図 小谷村の景観軸



小谷村の景観軸（池原上空より）



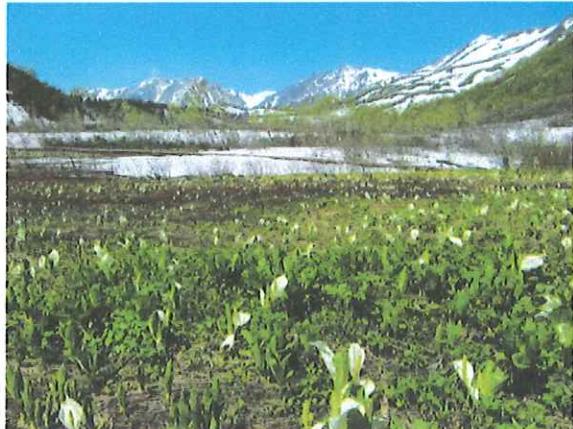
南北の景観軸・姫川（中土駅付近）

(2) 景観要素の分類

小谷村の景観を構成する各要素について、「自然」「暮らし」「歴史・文化」の3つに分けて整理しました。各要素の概要を以下に示します。

① 自然

小谷村の総面積の約86%は森林が占めています。垂直に見ると、北アルプスの標高約2,800mの高山帯から長野県としては最も低い約170mまで、非常に変化に富む多様な自然環境を有しており、小谷村の景観を特徴づける重要な要素となっています。人の手があまり入っていない原生的な自然に加え、集落周辺の農地や里山は人手が入った自然景観であり、人々の営みによってつくられてきた小谷村の景観の重要な要素です。



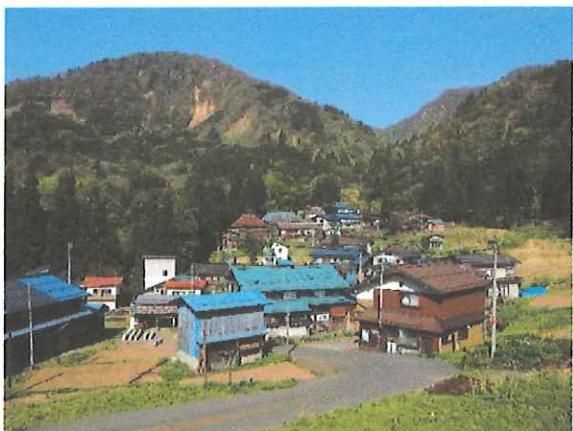
梅池自然園

「自然」を構成する要素

- 山岳・高原（北アルプス、東山）
- 農地
- 遊歩道
- 川・湖沼（河川、湖沼）
- 森林・樹木
- 里山

②暮らし

小谷村では厳しい自然条件と闘いながら、大昔から人々が暮らしてきました。その連綿と続いてきた人々の営みが、現在の小谷村の景観をつくり上げています。背後に里山を抱え、農地に囲まれるように存在している集落のたたずまいは、どこか懐かしさを感じる日本の原風景とも言える景観です。それらの集落を結ぶように生活道が延び、人々や物資が行き交う重要な生命線として機能しています。また、小谷村の歴史は、災害との闘いの歴史もあります。村内各所に土砂災害等の痕跡があり、美しくも厳しい小谷村の姿を伝える重要な景観となっています。



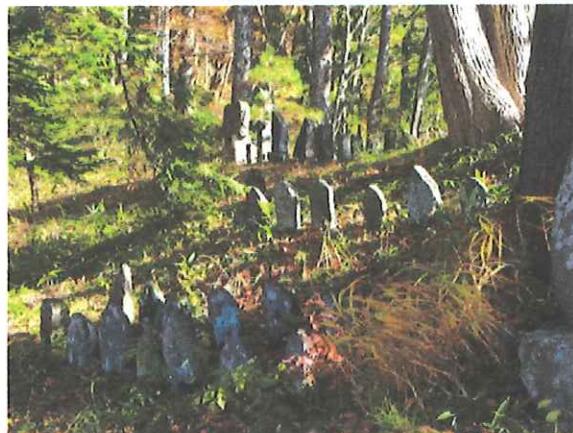
背後に山を抱く集落（深原）

「暮らし」を構成する要素

- 集落
- 公園
- 災害と復興
- 商工業
- 交通

③ 歴史・文化

小谷村には、これまでに分かっている範囲で縄文時代から人々が住み着いていました。“おたり”という地名は鎌倉時代初期の記録には記されており、少なくともこの頃には人々が暮らしを営んでいたことが分かります。次第に内陸の松本方面と日本海を結ぶ重要な交易路として利用されるようになり、江戸時代には「塩の道」として大いに賑わいました。村内にはその歴史を伝える数多くの遺跡や歴史的建造物があり、また塩の道も多くの区間で往時の姿をとどめており、かつて人々や物資が行き交ったのと同じ道を現在も辿ることができる貴重な場所となっています。また、各地区に伝わる伝統行事や祭礼も、小谷村を特徴づける重要な景観です。



塩の道沿道の石造文化財（百体觀音像）

「歴史・文化」を構成する要素

- 遺跡、社寺
- 街道・古道
- 歴史的建造物
- 伝統行事

2 小谷村の特徴的な景観

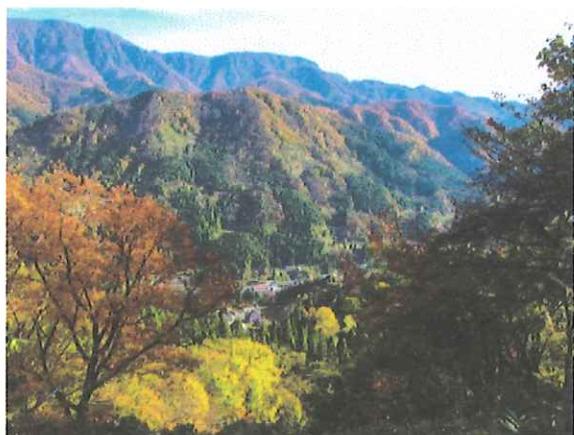
小谷村の特徴的な景観について、「眺望景観」「自然景観」「暮らしの景観」「リゾート景観」「歴史的景観」の5つの側面から整理しました。

(1) 眺望景観

起伏に富んだ小谷村は、非常に多様な眺望が得られるという特徴があります。一方で、良好な眺望が得られる場所の中には、周囲の樹木の生長などのために眺望が得られなくなっている場所もあります。小谷村の景観的な特徴である眺望の確保と活用が必要です。また、ビューポイントだけでなく、列車や自動車の車内から連続的に得られる眺望やスキー場からの眺望も重要な要素です。



冬の曾田地区



村道西山線からの眺望

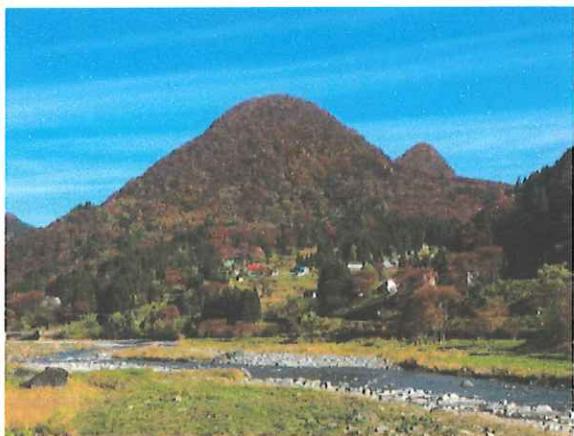
(2) 自然景観

① 山岳

周囲を山に囲まれた小谷村では様々な山岳の景観が得られます。北アルプス側は高山の荒々しい景観が、より標高が低い東山は緑豊かな景観が、また立山に代表される里山は集落と一緒にした昔話的な景観が得られます。



残雪期の北アルプスの景観（梅池）



国道 148 号から眺める立山

② 森林・樹木

小谷村は総面積の9割近くが森林という、まさに森の村です。地形が急峻で標高差も大きいことから、植林地から原生的な自然林まで、様々な形態の森林が見られます。巨樹・巨木が豊富に存在しているというのも大きな特徴です。



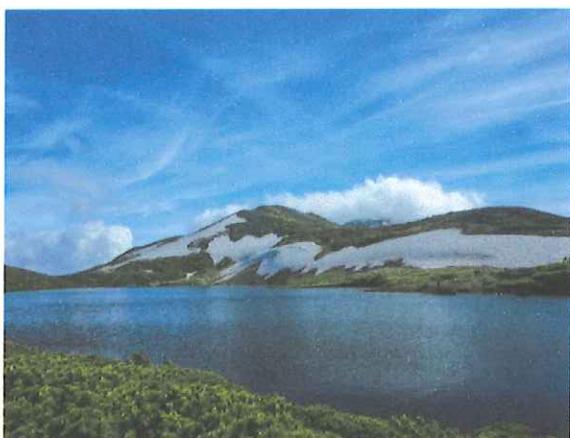
島集落の桜



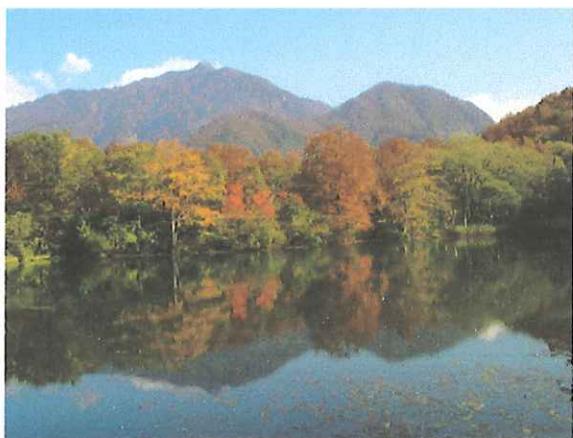
新緑の頃（中谷）

③ 水辺

小谷村には姫川をはじめ、姫川に向けて数多くの支流が流れしており、水辺は村内の各所に見られます。また鎌池、白馬大池、風吹大池など標高が高い場所に多数の池も存在しており、特徴的な景観をつくっています。



白馬大池



鎌池

(3) 暮らしの景観

① 農村

全般的に急峻な小谷村では、人々はわずかな平地を農地として巧みに利用してきました。村内に 53 ある集落はそれぞれ異なる立地条件を克服しながら暮らしを成り立たせてきました。集落の景観には、その集落の営みの歴史が凝縮されています。



来馬集落



池原集落

② まちなみ

街道筋や人々が集まる拠点には建造物が建ち並び、まちなみがつくられました。小谷村では都市部のような大規模なまちなみはありませんが、沿道に建物が建ち並び、独特な景観をつくっている場所があります。



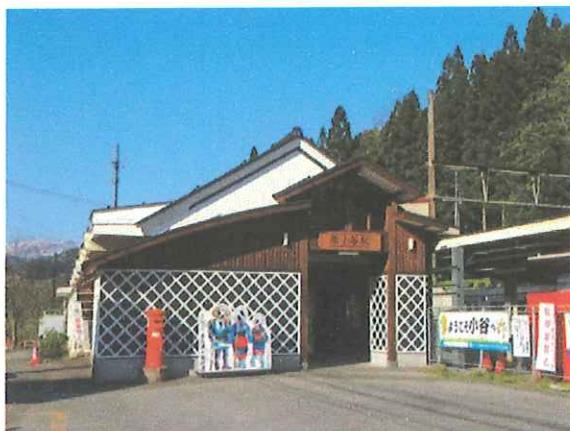
下里瀬集落



千国集落

③ 交通

小谷村には南北にJR大糸線と国道148号が走り、関東甲信地方と北陸地方を主として結ぶ重要な幹線ルートとなっています。鉄道は駅舎や線路沿い、道路は道沿いが連続的な景観を構成しています。



JR 南小谷駅



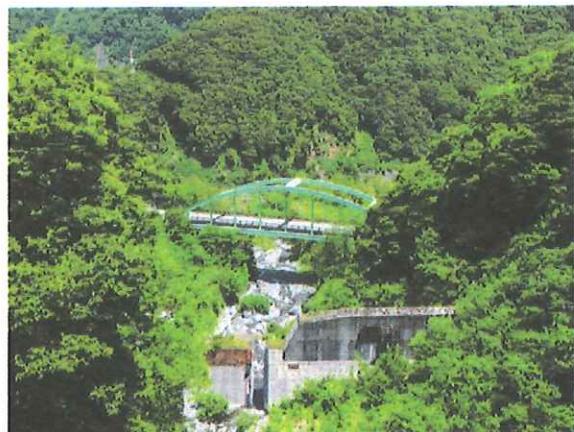
国道 148 号 (雨中地区)

④ 災害

ほぼ全域が急峻な地形で脆弱な地質の小谷村では、有史以来たびたび大災害が起きてきました。日本三大崩れとも言われる稗田山の大崩壊地では、新たな土砂災害の発生を防ぐための砂防事業が現在も続けられています。各所に残る災害の爪痕と復旧・復興の姿は、小谷村の景観としても重要です。



現在も崩壊を続ける稗田山北面



蒲原沢と国道 148 号新国界橋

(4) リゾート景観

樹池高原スキー場、白馬乗鞍温泉スキー場、白馬コルチナスキー場の3スキー場は、スキーファンに強く支持されている国内有数のスキーリゾートであり、小谷村を代表する観光地となっています。また村内には多数の温泉があり、日帰りから長期間の湯治まで多様な楽しみ方ができる施設が整備されています。



梅池高原スキー場



白馬乗鞍温泉スキー場



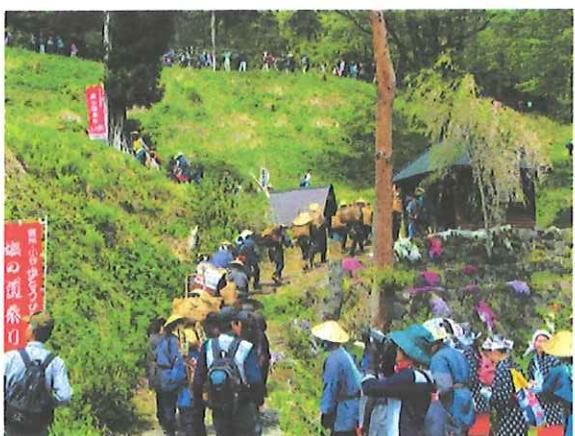
白馬コルチナスキー場



小谷温泉

(5) 歴史的景観

小谷村には、長い歴史と伝統の姿が現在も良く残されています。かつて交易路として多くの人や物資が行き交った塩の道は、多くの部分で往時の姿をよく残しており、歩くことで昔の雰囲気を味わうことができます。また、各地区に伝わる伝統行事や祭礼は、小谷村の歴史文化を伝えるもので、景観的にも重要です。



塩の道祭り



千国諏訪神社例祭

3 村民の意識

本計画の策定に先立ち、小谷村の景観に関して、村民の皆さんのが日常生活の中で感じていることや意見、考えを把握し、景観計画の策定及び魅力ある景観づくりを進めるための基礎資料づくりを目的としてアンケートを実施しました。ここでは、アンケートの結果の一部を記載します。なお、アンケート結果の詳細は資料編に掲載しました。

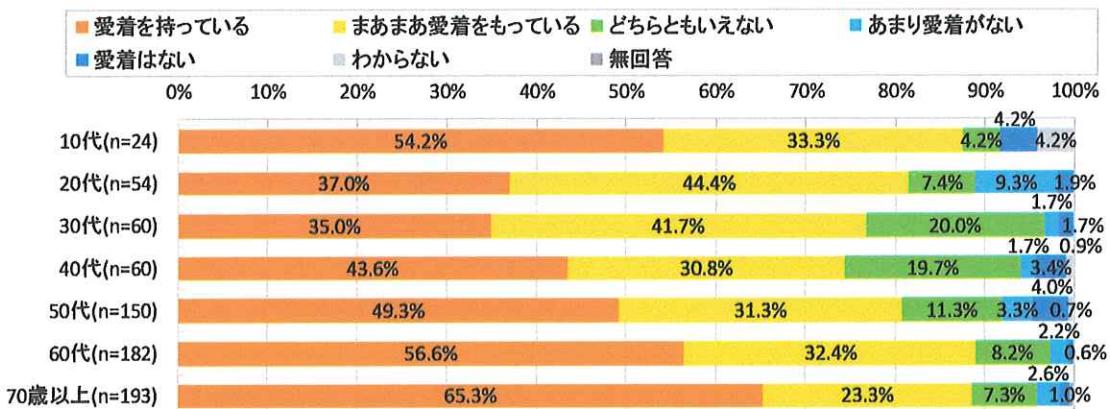
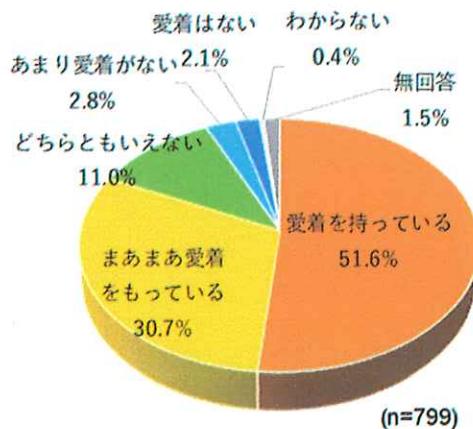
■アンケートの実施状況

- 対象者：15歳以上の小谷村在住者 2,000人
- 調査方法：郵送による配布及び回収
- 調査期間：平成30年（2018）12月14日（金）～平成31年（2019）1月11日（金）
- 回収数：799件

結果の概要は次のとおりでした。

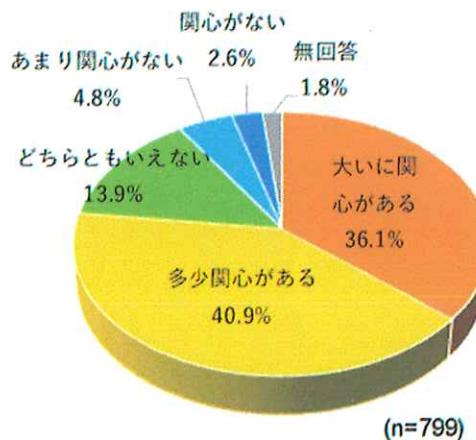
① 小谷村への愛着度

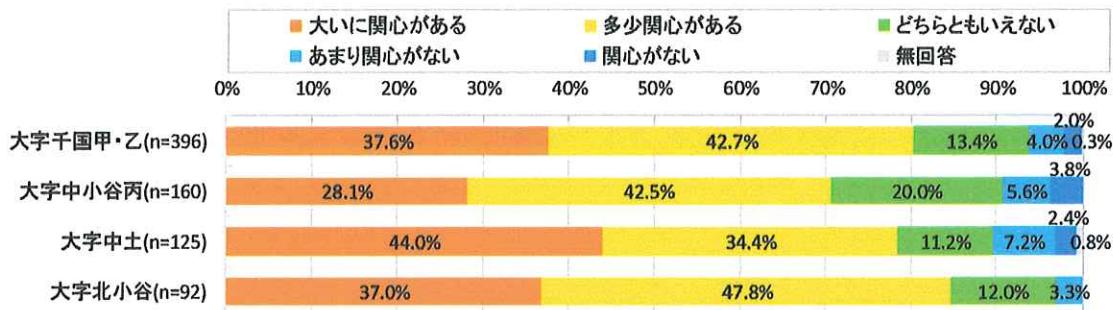
- 村民の約82%が小谷村に愛着を持っていました。
- 20代までと50代以上で愛着度が高い傾向でした。



② 景観への関心

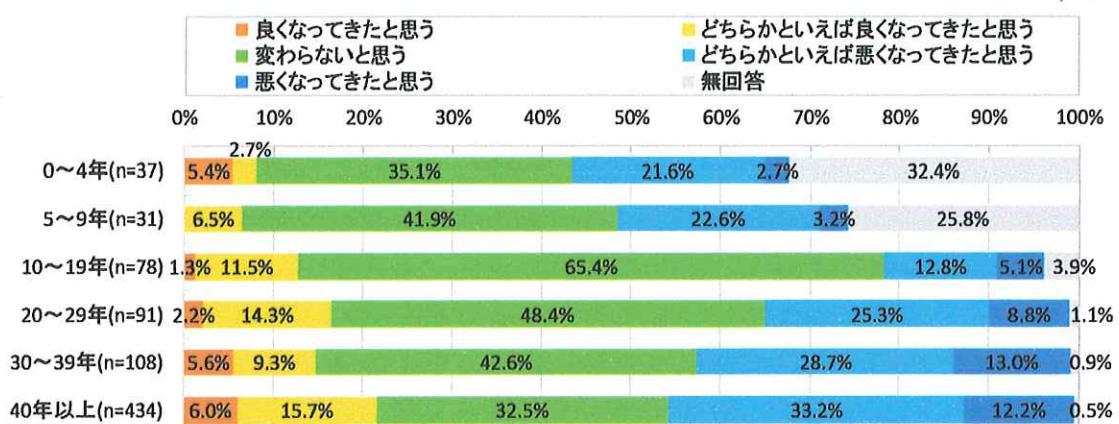
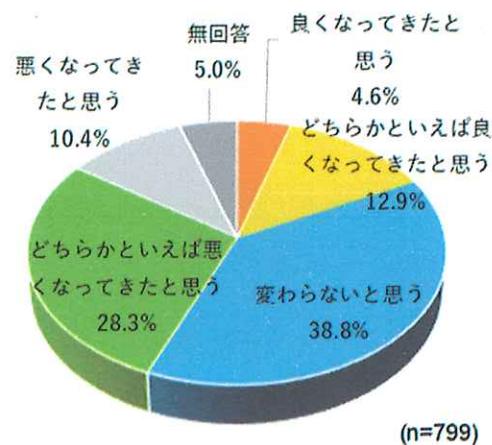
- 村民の約77%が「関心がある」と回答しました。
- 「大いに関心がある」「多少関心がある」の合計は大字北小谷が最も高く、「関心がない」は大字中小谷丙がやや高い傾向でした。





③ 小谷村の景観の変化に対する認識

- 約 39% は変わらないと考えていました。
- 「変わってきた」と考える人では「どちらかと言えば悪くなってきた」が多い傾向でした。
- 「良くなってきた」「悪くなってきた」は年代が高いほど高い傾向でした。



④ 小谷村の大切にしたい景観・自慢したい景観

- 今回実施したアンケートでは、小谷村の大切にしたい景観・自慢したい景観について、白地図に場所と内容を直接書き込んでいただく形でご意見をいただきました。寄せられた結果をまとめて図示した結果を次ページの図に示します。この図を見ると、小谷村の大半の場所が大切にしたい景観・自慢したい景観の対象であることが分かります。
- 白地図上に回答いただいた地名等を分類整理した結果、景観要素別の上位 3 位は以下のとおりでした。

小谷村の大切にしたい景観・自慢したい景観の回答上位

山岳・高原	河川・湖沼	集落	交通
梅池自然園 (33)	鎌池 (81)	大網 (58)	塩の道 (43)
紙すき牧場 (32)	白馬大池 (18)	千国 (46)	梅池パノラマ橋 (28)
立山 (28)	姫川 (17)	曾田 (45)	金谷橋 (22)

() 内は回答の数を示します。

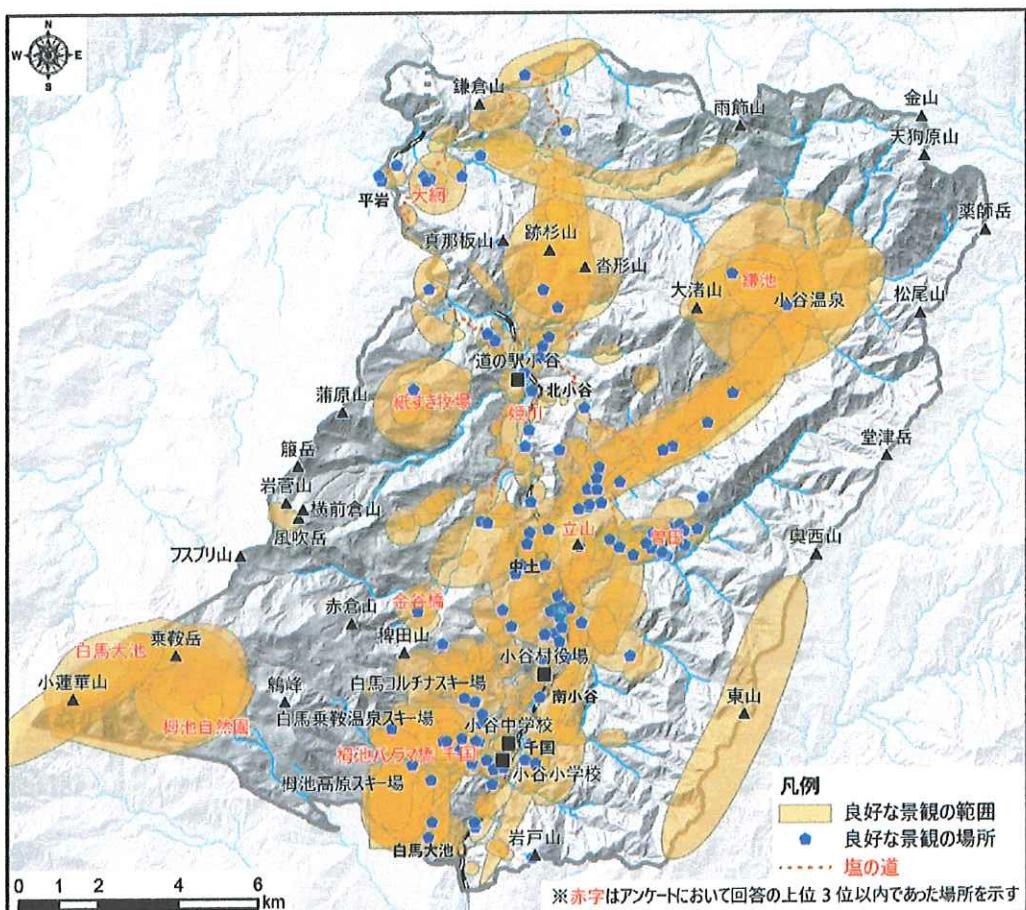


図 アンケートで寄せられた小谷村の良好な景観の場所・範囲

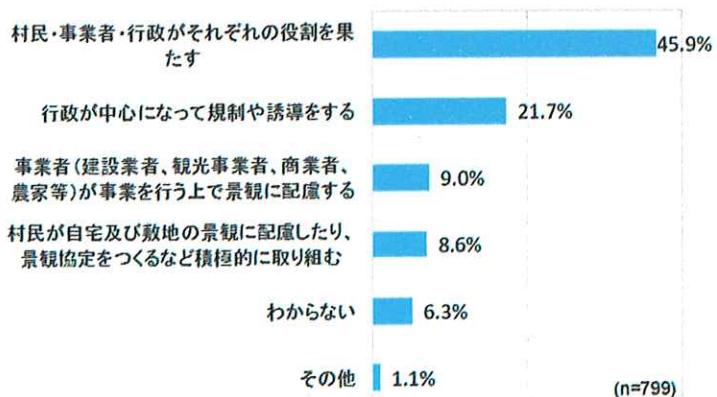
⑤ 小谷村の改善したい景観

- 具体名を記入いただいた結果、回答が特に多かったものは多かった順に「廃屋・空き家」「看板」「建物」「農地」でした。
- 回答のうち出現数が上位30位までの具体名及び対象を図化した結果は右図の通りでした。



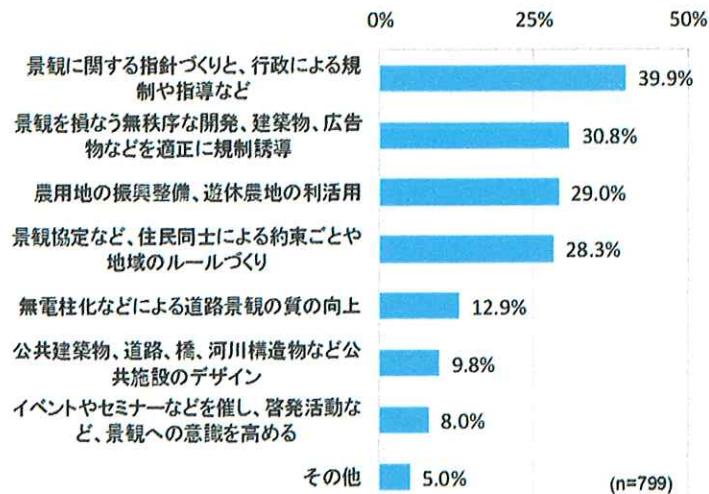
⑥ 景観づくりは誰が行うか

- 村民・事業者・行政の全員が担うべきと考えています。



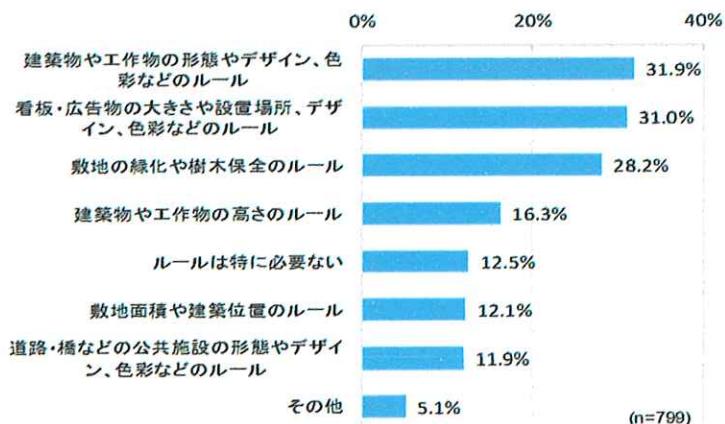
⑦ 景観づくりを進めるため
にどのような取り組みが必要
か

- 行政による直接的な規制
や指導を求める意見が多い結果でした。



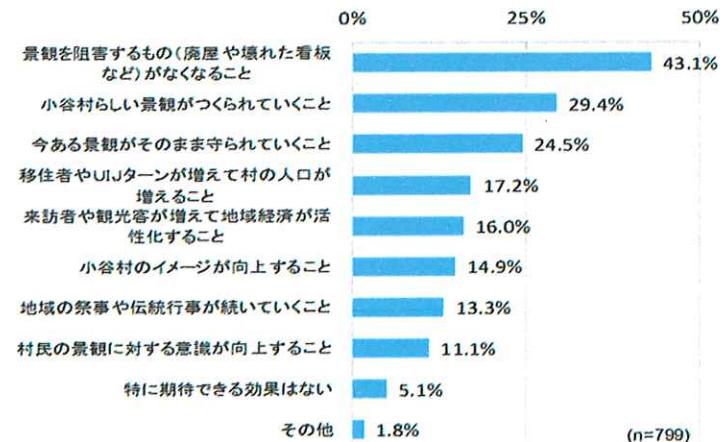
⑧ 良好的な景観づくりのため
に必要なルール

- 建築物・工作物、看板・広告物に対するルールを求める意見が多い結果でした。



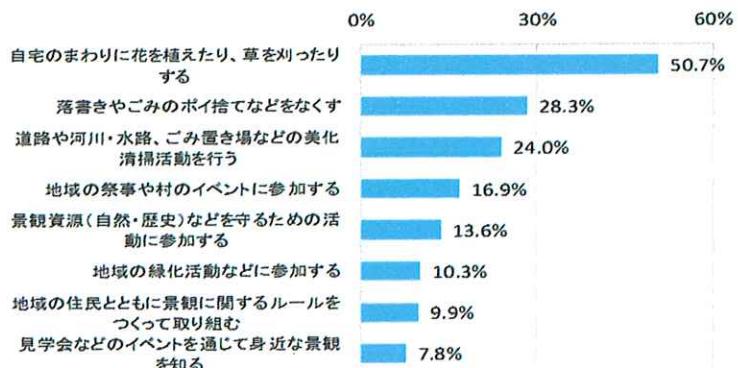
⑨ 景観づくりの取り組みに
期待する効果

- 景観を阻害するものが取り除かれ、良好な景観がつくられるることを期待する意見が多い結果でした。



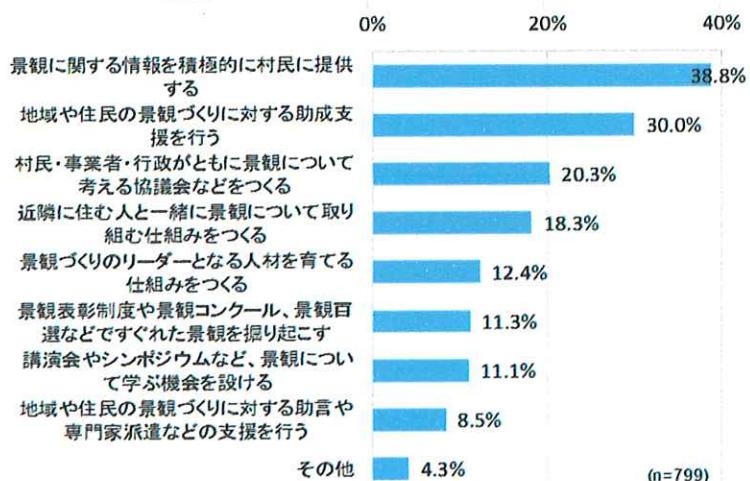
⑩ 景観づくりのために協力できること

- 自宅のまわりの緑化や環境美化など、身近な取り組みに関心が高い結果でした。



⑪ 行政に望む村民の景観づくり活動に対する支援

- 情報発信や助成制度への要望が多い結果でした。



4 景観づくりの上での主要課題

小谷村の現況や村民等の意識を踏まえ、小谷村の景観づくりを進める上での問題点を整理し、課題を抽出しました。

① 景観づくりに対する認識をみんなで共有する

本計画の策定に先立って実施したアンケートでは、回答した村民の8割近くが景観に関心があると答えました。しかし、実際に景観づくりに取りかかる場面において、関心のある人がそのまま参加してくれるとは限りません。小谷村において景観づくりの取り組みが必要であることを多くの人々が理解し、共通認識をもって取り組む必要があります。

② 景観づくりの人手を確保する

景観づくりを進めるためには、多くの人手が必要となります。例えば、集落の景観をより良くするために草刈りが必要不可欠ですが、多くの集落では草刈りの人手確保に苦慮している現状があります。従来の枠組みにとらわれない様々な仕組みを整えることで、景観づくりの推進のための人手を確保する必要があります。

③ 景観づくり＝地域づくりの観点で取り組む

景観づくりの取り組みの成果が目に見えて現れるまでは長い時間が必要であり、景観をよ

くすることだけを目的とした取り組みでは、長続きしないかもしれません。むしろ、地域を元気にする取り組みを行うことによって、結果的に景観もよくなるという取り組みの方が長く続く可能性が高いと言えます。小谷村のより良い景観づくりを考える上では、地域を活性化する取り組みも考えます。

第3章 良好的な景観の保全と育成の方針

1 基本方針

(1) 基本理念

小谷村の自然や社会的条件を含む立地特性や景観特性を踏まえて、「塩の道」を基軸とした小谷村らしい景観をより良い形で後の世代へ伝えていく上での基本理念を、次のとおり設定します。

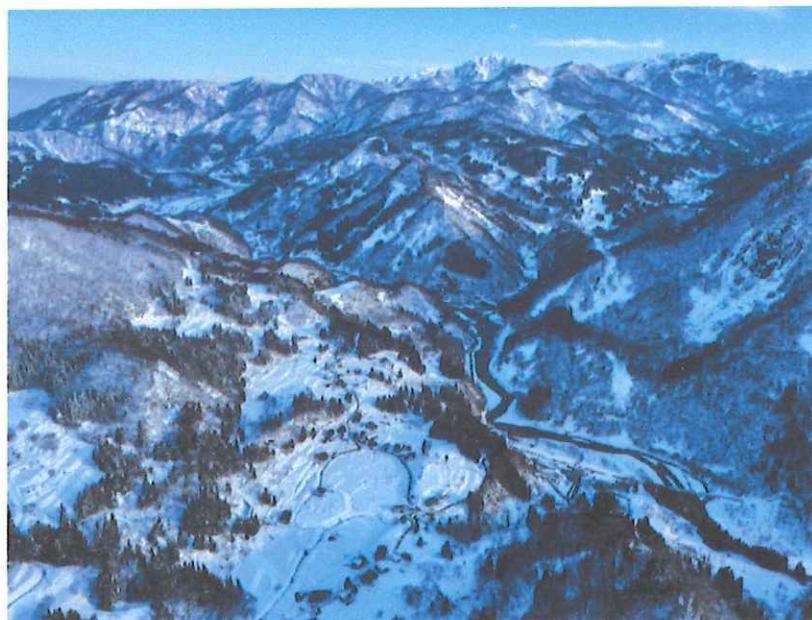
■小谷村景観づくりの基本理念

**彩り豊かな四季と「塩の道」がつなぐ
ふるさと「小谷」の景観づくり**

(2) 基本方針

上記の基本理念を具体化するための基本方針を、次のとおり設定します。

- 「塩の道」を基軸とした小谷村らしい風土・景観を守り育てます
- 自然と暮らしと歴史文化の調和をはかります
- 訪れた人に潤いと安らぎを与え、心に残るおもてなしの景観をつくります
- 村民、事業者、行政、そして来訪者や村外の小谷村ファンなど、小谷村に関わるすべての人が連携・協働して進めます



池原上空から姫川と集落

2 地域区分別の景観保全・育成方針

(1) 地域区分

小谷村の土地利用の現況や景観特性等から、村全域を次の4つの地域区分に設定します。

地域名	範 囲
①塩の道沿道地域	● 昔からの交易の道として賑わった古道「塩の道」とその沿道（両側 30m）を含む地域です。
②スキー場・観光地域	● 北アルプス山麓に広がる 3 スキー場（梅池高原スキー場・白馬乗鞍温泉スキー場・白馬コルチナスキー場）を中心とした、小谷村の観光の中心部となっている地域です。
③農山村地域	● 人々が暮らす集落とその周辺の農地及び森林を含む地域です。 ①、②、④以外の全地域が該当します。
④国立公園地域	● 小谷村の南西側に広がる中部山岳国立公園と、北東側に広がる妙高戸隠連山国立公園の指定地域が該当します。

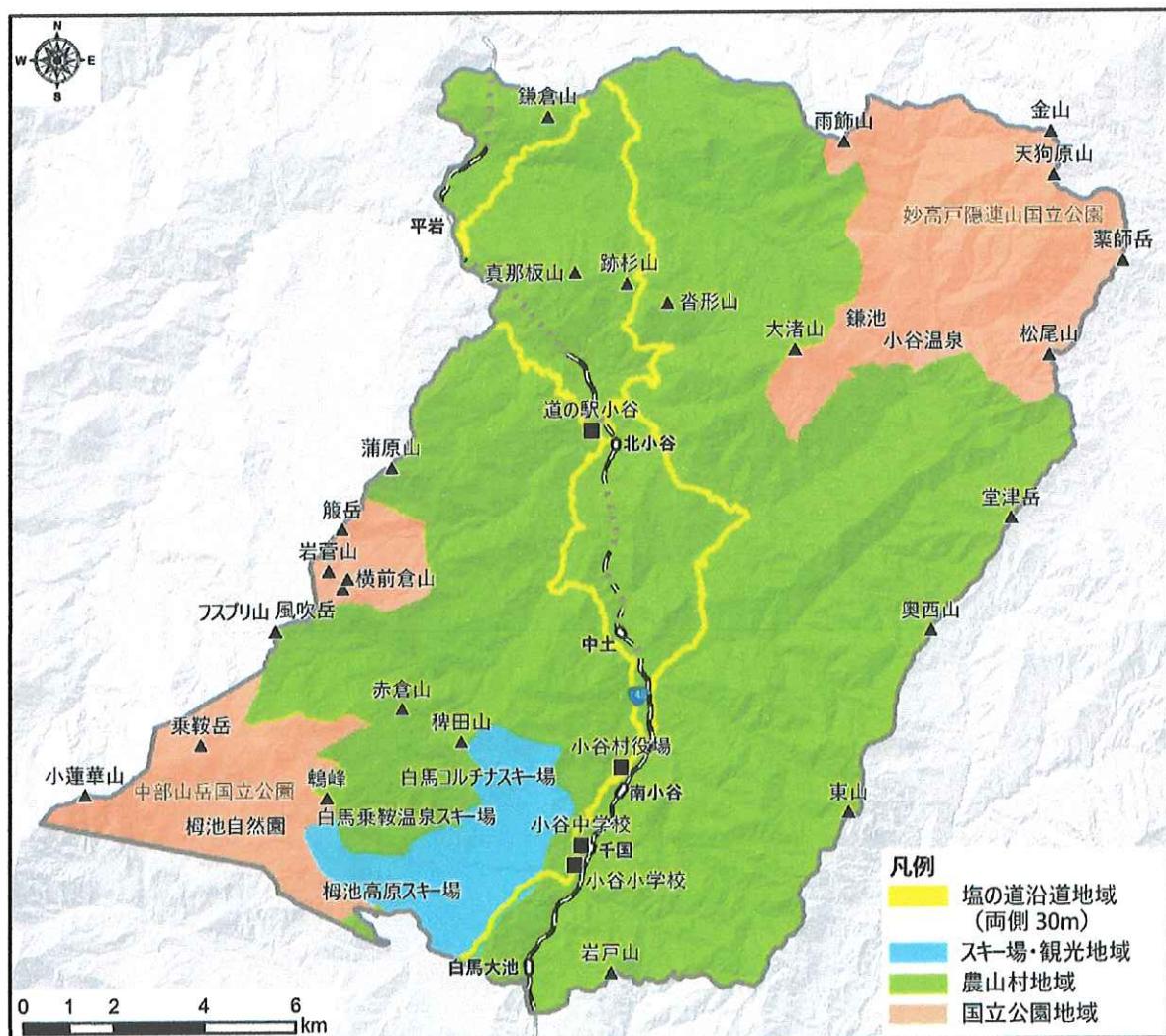


図 景観づくり地域区分

(2) 地域区分別の基本方針

地域区分別に、景観づくりの基本方針を次のように設定します。

① 塩の道沿道地域

塩の道とその沿道は、交易の道として栄えた時代の面影が残り、昔からの風景に出会える重要な場所です。どこか懐かしい風景を求めて、塩の道を歩くために全国から多くの人が訪れています。重点地域の1つとして、塩の道のイメージを大切にした景観づくりを進めます。

塩の道沿道地域の 景観づくり方針

- 歴史的な道である塩の道のイメージを大切にした景観づくり
- 道路整備等において塩の道の雰囲気の維持・向上をはかる
- 安全・安心して歩くことができる道づくり

② スキー場・観光地域

3つのスキー場が連続するエリアは小谷村の代表的な観光地であり、村外から多くの人が訪れ、小谷村のイメージを決める重要な場所です。重点地域の1つとして、魅力的な観光地を目指した景観づくりを進めます。

スキー場・観光地域の 景観づくり方針

- リゾート地にふさわしい上質な景観の創出
- HAKUBA VALLEYとして統一感のある景観づくり
- まち歩きを楽しめるメインストリートの景観の向上

③ 農山村地域

人々が暮らす集落とその周辺の農地を中心として、里山から奥山までの森林を含む地域です。深く険しい地形に刻まれた山村の営みの景観を、小谷村らしい景観として保全します。また、国道など主要道路の沿道も周辺と一体的な景観として景観づくりを進めます。

農山村地域の 景観づくり方針

- 確かな暮らしが感じられる景観づくり
- 集落として統一感と背後の森林との連続性を保つ
- 地域内外の連携による草刈りや森林整備の実施

④ 国立公園地域

小谷村は村内に2つの国立公園（中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園）がある、国内でも大変珍しい村です。雰囲気の異なる2つの国立公園はそれぞれ貴重な自然環境を有しています。国立公園の景観づくりは国立公園のルールに基づき進められていることから、それぞれの国立公園のイメージを大切にした景観づくりを進めます。

国立公園地域の 景観づくり方針

- 多くの人が訪れる、すぐれた自然景勝地である国立公園のイメージを守る
- 雄大な自然景観を基調とした統一感のある景観づくり
- 安全で安心して利用できる空間づくり

第4章 良好的な景観づくりのための行為の制限

1 行為の制限に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え方

集落、旅館街などのまちなみ景観、田畠、里山等の農村景観などは、個々の建築や土地の開発などの行為の一つひとつが積み重なって形成されていきます。これらの行為の結果が、地域全体の景観を形づくっていきます。

北アルプスや雨飾山などの山岳の眺望、貴重な動植物が数多く生息する豊かな自然、長年にわたる人々の営みが作り上げてきた集落景観など、小谷村らしい景観を維持・保全し、より良い景観づくりを進めていくためには、個々の土地や建築物等に関する行為を一定のルールに基づいて、自然景観や特色ある地域景観と調和したものにしていく必要があります。

このため、本計画において行為の制限に関する事項として、建築物等に関する一定のルール（届出対象行為と景観育成基準）を定め、この基準に適合しない開発や建築物等を制限することにより、良好な景観形成を促進します。これらのルールは、村民の生活に支障にならないものにするとともに、村民の要望により必要なルールは今後の見直しによって適宜追加していくものとします。

なお、前章で定めた地域区分のうち、国立公園地域に該当する地域は国立公園区域に指定されており、自然公園法に基づく詳細かつ厳しい行為制限がなされています。このため、景観法に基づく手続きと自然公園法に基づく手続きができるだけ重複しないよう、手続きの適切な役割分担を図ります。

また、次のような各種の法令や条例に基づいて土地の開発や建築行為等に関して一定の制限がなされており、これらの法令との連携や整合を図ります。

- 自然公園法、都市計画法、河川法、森林法、農地法など
- 長野県の条例（長野県自然環境保全条例など）

(2) 本計画で定める行為の制限事項

本計画では行為の制限に関する事項として「届出対象行為」と「景観育成基準」を定めます。いずれも前章で示した地域区分ごとに定めます。

【届出対象行為】

- 周辺景観への影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物等の新築や増改築、土地の改変などに関する行為

【景観育成基準】

- 建築物等の新築や増改築、土地の改変などの行為別に、景観形成上配慮すべき事項

(3) 届出対象行為

本計画の届出対象行為は以下のとおりです。

表 届出対象行為の規模の一覧

行為の種類		届出の対象規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	高さ 13m を超えるもの又は 建築面積が 1,000 m ² を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更	変更に係る面積が 400 m ² を超える もの
工作物	新築、増築、改築若しく は移転、外観を変更する こととなる修繕もしく は模様替え、色彩の変更	高さ 13m を超えるもの又は 建築面積 1,000 m ² を超えるもの
		プラント類 ^{*1} 、自動車車 庫の用途に供する施設、 貯蔵施設類 ^{*2} 、処理施設 類 ^{*3}
		電気供給・通信施設 ^{*4}
		太陽光発電施設 ^{*5}
	その他	高さ 13m を超えるもの
特定外観意匠（公衆の関心を引く形態意匠）		表示面積が 25 m ² を超えるもの
開発行為等	土地の形質の変更 ^{*6}	
	土石類の採取又は鉱物の掘採	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の 物件の堆積	

※増築・改築については増築後、改築後に当該規模を超えるものを含みます。

*1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

*2 貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

*3 処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設

*4 電気供給・通信施設：電気事業法第2条第1項第16号に規定する「電気事業」のための施設又は
電気通信事業法第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

*5 ただし、建物の屋根上に設置される設備は対象外

*6 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の
形質の変更

なお、以下の行為は届出対象行為の適用除外となります。

- 景観法、小谷村景観条例に定める行為
- 通常の管理行為、軽易な行為
- 非常災害のため必要な応急処置として行う行為
- 農林漁業を営むために行う行為
- 国立公園内の許認可が必要な手続等

また、上記の届出対象行為及び規模については、小谷村景観審議会による審議を経て変更
される場合があります。

(4) 届出手続に関する事項

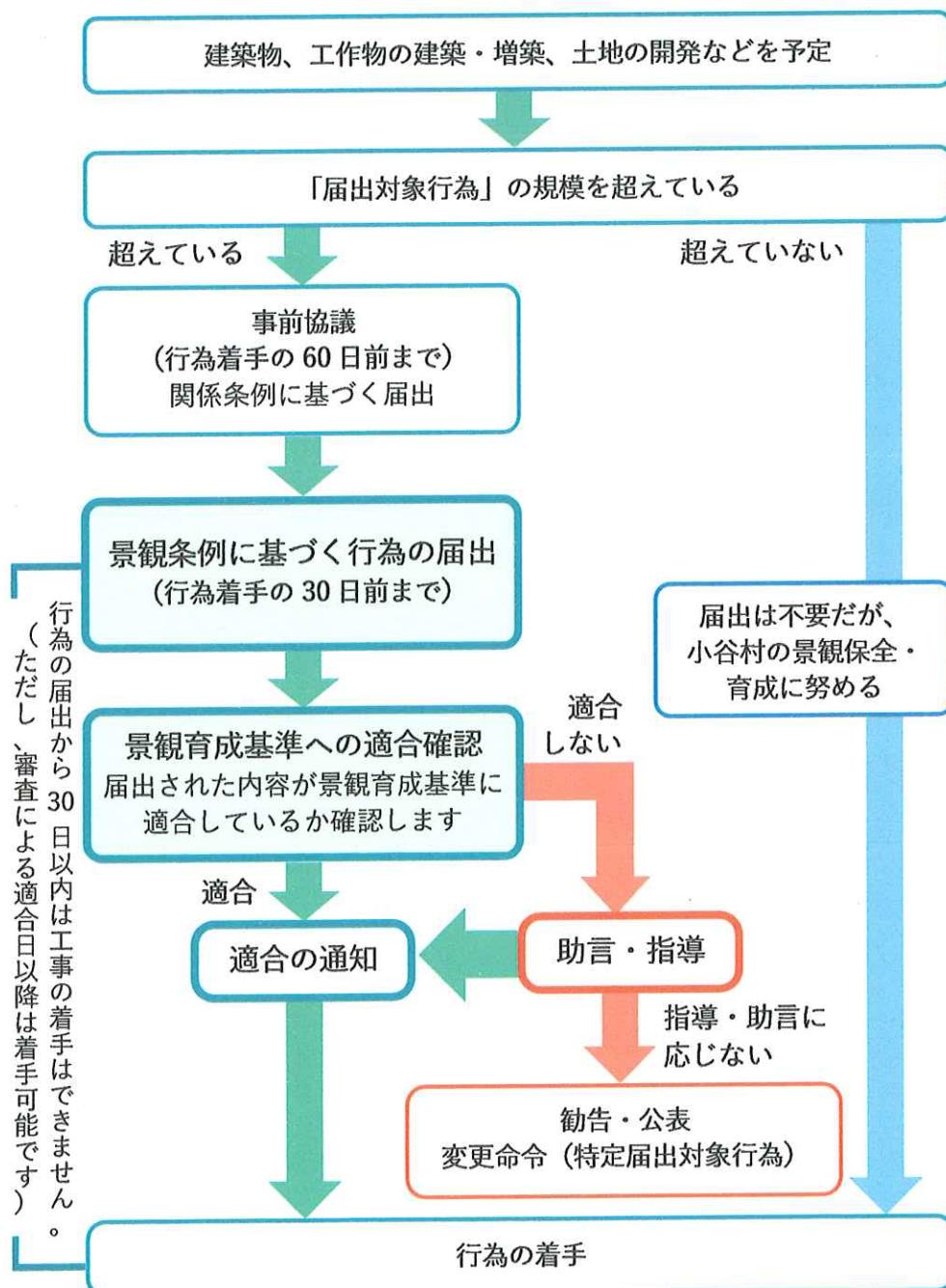
建築物・工作物の築造、土地の形質の変更などの行為を行う場合には、あらかじめ小谷村に届出を行い、村が定める景観育成基準に適合しているかどうかの審査を受けることになります。

村は届出が提出された行為の内容を景観育成基準に照合し、助言や指導を行うこととなります。また、不適合と判断した行為については、勧告または変更命令を行うこととなります。

なお、全ての届出行為について、届出の前に、村と事前協議を行う必要があります。

届出手続の流れを以下に示します。

【行為の届出手続の流れ】



2 景観育成基準

p.22に掲げた基本理念を具体化するものとして、本計画では地域区分別に「景観育成基準」を定めます。この基準（ルール）は、良好な景観の保全及び育成を導くものであり、景観に影響する建築行為や開発行為などについて、その配置及び規模、意匠、色彩などについて定めるものです。これらのルールは、村民の生活に支障にならないものにするとともに、村民の要望により必要なルールは今後の見直しによって適宜追加していくものとします。

(1) 全ての地域区分に共通する事項

基 準

- (1) 小谷村の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。
- ア 良好的な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないよう努めること。（被眺望地となる景勝地は小谷村景観審議会を経て定める）
- イ 北アルプス、雨飾山等の山岳への眺望を阻害することがないよう努めること。
- ウ 塩の道や沿道等からの眺望景観を保全するため、北アルプス、東山の保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。
- (2) うるおいのある良好な空間をつくるため、緑化にあたっては、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努めること。
- (3) 建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、次のとおりとする。
- ア 広域的な観点から景観に与える影響に配慮するとともに、地域の景観の育成に寄与するよう配慮すること。
- イ 威圧感や殺風景な印象を与えないよう配慮するとともに、屋上設備や広告物等付帯設備を含め全体としてまとまりのある景観の育成に配慮すること。
- ウ 建築物が連坦する地域にあっては、まちなみという連續した空間の一部であることを認識し、一体性の確保に配慮すること。

(2) 地域区分ごとの基準

地域区分ごとの基準を下表に示します。なお、(1)ウ「形態・意匠」、エ「材料」、オ「色彩等」、キ「特定外観意匠」は景観法第8条第3項第2号イに規定する制限であり、法第17条第1項の規定による変更命令の基準です。<赤字は長野県景観育成基準（重点地域）より厳しい部分を示す（案段階のみ表示）>

地域名	塩の道沿道地域	スキー場・露光地域	国立公園地域
景観育成の方針	歴史的な道であり、多くの人が訪れる塩の道の魅力的な景観が維持されるよう、伝統的な建築様式を継承する形態・意匠等に留意し、塩の道らしい景観の育成を進めるものとします。	歴史的な道であり、多くの人が訪れる塩の道の魅力的な景観が維持されるよう、伝統的な建築様式を継承する形態・意匠等に留意し、塩の道らしい景観の育成を進めるものとします。	すぐれた自然風景地である国立公園のイメージを高める景観の育成を進めるものとします。
ア 配置	<p>(7) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保すること。 よう努めるとともに、まち並みの連続性を配慮すること。</p> <p>(1) 嶺地の敷地境界から離れて、ゆとりのある空間を確保すること。 (2) 敷地内に大木や良好な樹木、樹木や河川、水辺がある場合、これらを生かして、周辺の自然景観に調和すること。</p> <p>(3) 堆雪スペース等はできるだけ後退し、道路側に空地を確保すること。</p> <p>(4) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。</p> <p>(5) 周辺の樹林や池沼、背景となる山並みへの眺望をできるだけ阻害しないよう設置すること。</p> <p>(6) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の分により圧迫感等を生じないように、周辺の景観等との調和に努めること。</p> <p>(7) 北アルプス、背景のスカイライン^{*1}、周囲の建築物等との調和とし、こう配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。</p> <p>(8) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン等との調和を図ること。</p> <p>(9) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(10) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(11) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(12) 周辺の景観となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(13) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(14) 屋上設備は外部から見えてこよう、壁面、ルーバー^{*2}で覆う等の工夫をすること。</p> <p>(15) 屋外階段、ペランダ、バイブ類、付帯設備や付帯の広告物等は、頗るな印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p> <p>(16) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(17) 反射光のある素材を極力しないよう努め、やすむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。</p> <p>(18) 地域の優れた景観を特徴づける景観を活用すること。</p> <p>(19) できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然や周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(20) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。</p> <p>(21) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p> <p>(22) 周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(23) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。</p> <p>(24) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p> <p>(25) 塵地境界には樹木等を活用し、門、堀等による場合は、塚地境界と調和すること。</p> <p>(26) 建築物等の周辺は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(27) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</p> <p>(28) 緑化に使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p> <p>(29) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(30) 敷地内の樹木はできるだけ残すよう努めること。</p>	<p>(7) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保すること。</p> <p>(8) 敷地内に大木や良好な樹木、樹木や河川、水辺がある場合、これらを生かして、周辺の自然景観に調和すること。</p> <p>(9) 堆雪スペース等はできるだけ後退し、道路側に空地を確保すること。</p> <p>(10) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。</p> <p>(11) 周辺の樹林や池沼、背景となる山並みへの眺望をできるだけ阻害しないよう設置すること。</p> <p>(12) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(13) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(14) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(15) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(16) 周辺の景観となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(17) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(18) 屋上設備は外部から見えてこよう、壁面、ルーバー^{*2}で覆う等の工夫をすること。</p> <p>(19) 屋外階段、ペランダ、バイブ類、付帯設備や付帯の広告物等は、頗るな印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p> <p>(20) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(21) 反射光のある素材を極力しないよう努め、やすむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。</p> <p>(22) 地域の優れた景観を特徴づける景観を活用すること。</p> <p>(23) できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然や周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(24) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。</p> <p>(25) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p> <p>(26) 周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(27) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。</p> <p>(28) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p> <p>(29) 塜地境界には樹木等を活用し、門、堀等による場合は、塜地境界と調和すること。</p> <p>(30) 建築物等の周辺は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(31) 緑化に使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p> <p>(32) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(33) 敷地内の樹木はできるだけ残すよう努めること。</p>	<p>小谷村の特徴的な農山村景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠等に留意し、良好な景観の育成を進めるものとします。</p> <p>國立公園地域の景観育成基準は、以下に準拠することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・中部山岳国立公園管理運営計画 ・妙高戸隠連山国立公園管理運営計画 ・中部山岳国立公園事務所 <p>なお、國立公園においては自然公園法に基づく行為許可が必要となります。詳しいことは下記へお問い合わせください。</p> <p>中部山岳国立公園事務所 〒390-1501 松本市安曇124-7 TEL 0263-94-2651 FAX 0263-94-2651</p> <p>妙高戸隠連山国立公園内 戸隠自然保護官事務所 〒381-4192 長野市戸隠豊岡1554 TEL 026-254-3060 FAX 026-254-3089</p>
イ 規模	<p>(1) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の分により圧迫感等を生じないように、周辺の景観等との調和に努めること。</p> <p>(2) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、建築物等との調和に努めること。</p> <p>(3) 個々の建築物等との調和に努めること。</p> <p>(4) 個々の建築物等との調和に努めること。</p> <p>(5) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(6) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(7) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(8) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(9) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(10) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(11) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(12) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(13) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(14) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(15) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(16) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(17) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(18) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(19) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(20) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(21) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(22) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(23) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(24) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(25) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(26) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(27) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(28) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p> <p>(29) 壁面等は、北アルプスや河川、鉄道等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(30) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の處理に配慮すること。</p>	<p>すぐれた自然風景地である國立公園のイメージを高める景観の育成を進めるものとします。</p> <p>國立公園地域の景観育成基準は、以下に準拠することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・中部山岳国立公園管理運営計画 ・妙高戸隠連山国立公園管理運営計画 ・中部山岳国立公園事務所 <p>なお、國立公園においては自然公園法に基づく行為許可が必要となります。詳しいことは下記へお問い合わせください。</p> <p>中部山岳国立公園事務所 〒390-1501 松本市安曇124-7 TEL 0263-94-2651 FAX 0263-94-2651</p> <p>妙高戸隠連山国立公園内 戸隠自然保護官事務所 〒381-4192 長野市戸隠豊岡1554 TEL 026-254-3060 FAX 026-254-3089</p>	
ウ 形態・意匠	<p>(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p> <p>(2) 建築物</p> <p>(3) 材料</p> <p>(4) 色彩等</p>	<p>(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p> <p>(2) 建築物</p> <p>(3) 材料</p> <p>(4) 色彩等</p>	<p>中部山岳国立公園事務所 〒390-1501 松本市安曇124-7 TEL 0263-94-2651 FAX 0263-94-2651</p> <p>妙高戸隠連山国立公園内 戸隠自然保護官事務所 〒381-4192 長野市戸隠豊岡1554 TEL 026-254-3060 FAX 026-254-3089</p>

*1 スカイライン：空を背景として、建築物や山岳の綾瀬などが強く綺麗なことをいう。

*2 ルーバー：細長い板をたくさん取り付けた格子のこと。エアコン室外機といった設備等の日陰に使われる。

地域名	塩の道沿道地域	スキー場・觀光地域	農山村地域	国立公園地域
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<p>キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（特定外観意匠）に関する付加基準</p> <p>(7) 配置 ・道路等からできるだけ後退させること。 やく離等の生じにくいものとすること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</p> <p>(4) 規模、形態・意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</p> <p>(6) 材料 ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。 ・反射光のある素材を極力しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。</p> <p>(8) 色彩等 ・できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくすること。 ・できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくすること。 ・できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</p>	<p>(1) 色彩等 ・できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくすること。</p>	(塩の道沿道地域に同じ)	
(2) 土地の形質の変更	<p>(変更後の土地の形状、修景、緑化等)</p> <p>(7) 大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>(4) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>(6) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。</p>			
(3) 土石の採取及び貯物の掘採	<p>(採取等の方法、採取後等の緑化等)</p> <p>(7) 周辺からは目立ちにくいやう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(4) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p>			
(4) 屋外における物件の堆積及び貯蔵	<p>(堆積、貯蔵の方法及び處所)</p> <p>(7) 物件を高め上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように高めること。</p> <p>(4) 道路等から見えにくいやう遮へいし、その際には植栽の実施、木柵の設置等周辺の景観に調和するように努めること。</p>			
(5) 木竹の伐採	<p>(7) 重要な眺望場所の近傍については、眺望確保のため、適切な維持・管理に努めること。</p> <p>(4) 既存の高木及び樹叢の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努めること。</p> <p>(6) 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにすること。</p> <p>(2) やむを得ず伐採が必要な場合は、周辺の景観及び植生を勘案して植栽等の代替措置を講ずること。</p>			

第5章 良好的な景観づくりのための事項

1 景観重要建造物または景観重要樹木の指定に関する事項

小谷村の特徴的な景観を構成している建造物や樹木は、地域のシンボルであり、地域や住民に親しまれているものがあります。

これらについては村の魅力を伝える重要な要素として後世に継承すべきものであり、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」として指定し、保全・活用に努めます。

「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針は次のとおりとします。なお、いずれにおいても文化財に指定されているものは指定する事ができません。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

小谷村の歴史、文化や風土などが感じられる外観の優れた建造物で、次に示す事項に該当するものを景観重要建造物として指定します。

■景観重要建造物の指定要件

- 地域の歴史や文化的な特色を有し、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 歴史的、建築的に価値をもつ建造物
- 優れたデザインで、村や地域のシンボルとなっている建造物
- 多くの村民、観光客等に愛され、親しまれている建造物

【景観重要建造物の指定に伴う制限と緩和について】

所有者の管理義務	所有者及び管理者は、適切に管理しなければならない。
損失の補償	現状変更等の規制に伴う損失が発生した場合は、その損失が補償される。
管理協定の締結	村または景観整備機構と管理協定を結ぶことで、管理に関する負担が軽減される。
建築基準法の特例	国土交通大臣の承認を得て、建築基準法の外観に影響を及ぼす制限の除外又は緩和が可能
相続税法の特例	景観重要建造物及びその敷地について、評価額を適正な水準に評価。(相続税の減免)
現状変更の規制	小谷村長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

地域の象徴となっている優れた樹木で、次に示す事項に該当するものを景観重要樹木として指定します。

■景観重要樹木の指定要件

- 村または地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- 地域の歴史や文化を感じさせるなど、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの村民、来訪者等に愛され、親しまれている樹木
- 地域に古くから立っている樹木で、放置すると維持や保全が困難となる樹木

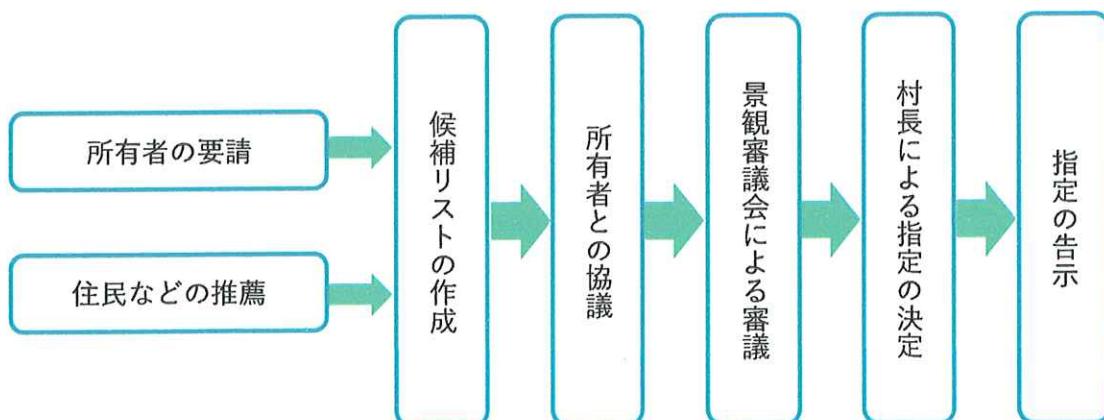
【景観重要樹木の指定に伴う制限と緩和について】

所有者の管理義務	所有者及び管理者は、適切に管理しなければならない。
損失の補償	現状変更等の規制に伴う損失が発生した場合は、その損失が補償される。
管理協定の締結	景観行政団体または景観整備機構と管理協定を結ぶことで、管理に関する負担が軽減される。
現状変更の規制	景観行政団体の長（小谷村長）の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。

(3) 景観重要建造物等の指定に係る手続き

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針に即し、所有者からの要請又は地域や住民からの要望を受けて景観審議会が審議し、村長が指定します。指定に係る手順は次のとおりです。

【景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の流れ】



2 屋外広告物の表示、設置等の制限

屋外広告物は、村民や来訪者等に多くの情報を与えるとともに、小谷村の印象を伝えるなどの効果があります。

しかし、幹線道路沿道などを中心に、派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫が顕在化しつつあり、良好な景観への影響が懸念されています。

現在、小谷村における屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「長野県屋外広告物条例」に基づき規制が行われています。

当面は、長野県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導をはかります。

コラム●HAKUBAVALLEYによるサイン共通化の取り組み

看板（サイン）は、来訪者への案内情報や店舗、事業所等の情報を伝えるための情報媒体として重要な役割を果たします。

これらの看板は、幹線道路の沿道や建物、電柱など様々な場所に掲出されることから、まちなみ景観を形成する要素としても重要です。

大北地域では、観光事業者や行政が連携して、北アルプスの美しい風景を未来に継承していくため、デザインマニュアルを策定し統一サインのデザイン指針「HAKUBAVALLEYエリア景観デザインコード^{*1}」の普及に取り組んでいます。

小谷村においてもこのデザインコードに準拠したサインの普及を推進します。

*1 HAKUBAVALLEY エリア景観デザインコード：景観構成要素である道標類や案内看板などのサインやストリートファニチュア（街灯、ベンチ、プランター等）について、形、素材、色彩等のデザインの基準を定め、サインはデザインの雛形、ストリートファニチュアは推奨事例を示すものです。

第6章 景観づくりの推進に向けて

1 景観づくりに対する村民意識の醸成

(1) 景観に対する啓発活動の推進

景観計画策定に先立って実施した村民に対するアンケートの結果からは、小谷村の村民が景観に対して強い関心を持っており、村の景観に誇りを持っている様子がうかがえました。

今後、小谷村の景観の魅力や小谷村の景観づくりに対する考え方を、より多くの村民や来訪者、事業者等に知ってもらい、景観に対する理解と関心を深めていくための啓発活動を推進します。

【実施する主な啓発活動】

- 「小谷村景観百選（仮称）」「眺望点選定」の実施（公募による選定、観光PRなど）
- 景観づくりに関するシンポジウム・講演会等の開催、景観づくり住民懇談会等の開催
- 体感イベントの開催（眺望点巡りイベントなど）
- 地域単位の景観マップの作成、全村的な景観マップの作成
- 四季を通じたPRと啓発活動の充実
- インターネットを活用したPRの充実
- 空き屋の利活用と廃屋の撤去等の対策 など

(2) 景観に関する情報の提供

小谷村の景観に関する情報を村民・来訪者、事業者等が気軽に入手できるよう、公共施設や観光交流拠点（小谷村郷土館、道の駅など）、小谷村公式ホームページなどを活用し、次のような景観に関する情報の提供を推進します。

【提供する主な情報】（例）

- 小谷村の景観の紹介（景観マップ、ビューポイント等の特徴的な景観、景観資源、行事・祭事、イベント紹介など）
- 景観の行政窓口に関すること
- 「小谷村景観計画」や「小谷村景観条例」に関すること
- 建築物等の届出手続き、景観育成基準に関すること
- 景観づくり活動の支援に関すること
- 空き屋に関する条例、補助制度に関すること など

2 住民の景観づくり活動の推進

(1) 住民の話し合いの場や懇談機会の提供

住民参加による景観づくりを推進するため、住民が景観づくりに対して自由に話し合える場（景観づくり住民懇談会等）や機会を提供します。

(2) 住民等の自主的な景観育成活動の促進

小谷村では、地域、集落ごとに行っている草刈りや清掃美化活動など、景観づくりに関わる活動が行われています。

また、その主体も個人からボランティア、地区、住民団体、事業所、NPOなど様々で、今後の景観づくりに大きな役割を果たしていくことが期待されます。

こうした住民主体による自発的な景観育成活動への支援を図り、活動の輪を広げていきます。

(3) 観光戦略と連携した景観育成の促進

村では、「塩の道祭り」に代表される交流イベントや各種の祭りなど、年間を通じて様々な観光交流施策を行っています。

今後も、小谷村観光連盟や北アルプス地域の広域 DMO^{*1}である HAKUBAVALLEY と連携し、村の活性化や観光交流の促進を図るとともに、交流を通じて景観への理解を深めることやマナーの向上につながることなど、小谷村の景観づくりと地域活性化が好循環を生み出すよう、参加と協力を促していきます。

*1 広域 DMO : DMO (Destination Management／Marketing Organization) とは、地方公共団体と連携して観光地域づくりを担う法人（観光地域づくり法人）のことです。複数の市町村等が連携する場合は広域 DMO といいます。HAKUBAVALLEY TOURISM は、大北地域の市村（大町市、白馬村、小谷村）と大北地区索道事業者協議会、各市村観光団体が一つになって設立した組織（一般社団法人）です。

3 住民協定の推進

景観法に基づく「景観協定」は、地域住民の皆さんができる自主的なルールです。

この協定は、景観行政団体である村の認可が必要となります。景観計画より細かく自分たちでルールを定めることができる他、土地の所有者が変わっても、協定の内容は引き継ぐことができます。

しかし、景観協定は土地の所有者や借地権者全ての合意形成が必要となるため、景観協定締結に向けては時間を要します。

このため村条例に基づいた「景観育成住民協定」の締結も併せて推進し、景観形成に『意欲的に取り組む地域』に対して活動を支援していきます。

■景観協定と景観育成住民協定の要件案

	景観協定	景観育成住民協定
法的根拠等	景観法	景観条例
締結主体	一団の土地所有者や借地権者	10軒(10人)以上の建築物等の所有者や使用者
合意	全員	2／3以上
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物・工作物 ● 屋外広告物 ● 農用地 ● その他良好な景観に関わるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物・工作物 ● 屋外広告物 ● 緑化 ● 自動販売機 ● その他景観育成に関わるもの
定められること	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の形態意匠に関する基準 ● 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準 ● 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準 ● 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項 ● 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準 ● 農用地の保全又は利用に関する基準 ● その他良好な景観の形成に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物工作物などの位置規模デザイン色彩などに関すること ● 広告物の規模色彩素材などに関すること ● 敷地や沿道の緑化樹木の保存などに関すること ● 自動販売機の設置に関すること ● その他、小公園の整備や美化清掃など景観育成に関すること
違反措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定運営委員会からの是正措置 ● 是正措置に従わない場合は民事訴訟 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に無し ただし協力依頼を続ける

4 景観づくりの体制、仕組みの充実

(1) 「小谷村景観条例」の効果的な運用

「小谷村景観条例」の効果的な運用を図り、「小谷村景観計画」に掲げる景観施策を総合的に推進します。

(2) 景観に関する窓口体制の充実

景観に関する相談窓口の設置を行なうとともに、住民や事業者等の景観に対する相談・情報提供などの窓口機能の充実を図ります。

(3) 「景観審議会」の効果的な運用

「景観審議会」は、景観条例の変更、景観計画の変更、景観重要公共施設や景観重要建造物および樹木の指定、景観協定・景観育成住民協定地区の指定、眺望場所の指定など、小谷村の景観づくりに関わる事項を審議する組織です。

今後、景観づくりを推進していく上で、景観計画に基づき良好な景観育成に関する事項について審議を行うなど、適切な運用を図ります。

5 景観計画の見直しについて

小谷村景観計画は、住民や事業者と連携しながら適正な運用に努めます。

なお、社会情勢が大きく変わる要素や景観まちづくり政策上、検討の必要が生じた際には、これに問わず見直しを行います。

資料編：小谷村景観づくりプラン集

はじめに 小谷村景観づくりプラン集の位置付け

本計画の検討に際しては、村民の皆さんとの意見交換として「小谷村景観づくり住民懇談会」を開催してきました。この懇談会の中で参加者からの要望を受け、景観づくりの枠を超えた地域おこしにつながるテーマを取り上げ、これから的小谷村づくりについて幅広く話し合う機会を設けました。その結果、たくさんの地域づくりのアイデアが出されました。出された意見を「小谷村景観づくりプラン集」として整理しました。小谷村の景観をより良いものにしていく取組を進める際に、これらのプランを参考とします。

【プラン一覧】

1 「塩の道」の維持・活用

2 感動するビューポイントづくり

A ビューポイントのリスト化／B 眺望を阻害する樹木の伐採

3 確かな暮らしが感じられる集落・里山づくり

A 空き家・廃屋対策の推進／B 棚田の保全と活用

4 小谷村ファンの獲得

【取り組みの展開】の見方

- 各プロジェクトにおいて具体的に行う取組の例を記載しています。
- 取り組みの各項目の末尾には、その取り組みを誰が主体となって行うのかを記号で示しています。各記号の意味は下記のとおりです。なお複数記載しているものは、協働で行うことを示しています。

[民]：村民が主体となって行う [区]：地区が主体となって行う

[業]：事業者が主体となって行う [村]：行政（小谷村）が主体となって行う

1 「塩の道」の保全と活用

【概要】

地形が急峻な小谷村では、集落の内外を結ぶ道は命をつなぐ道でした。南北には主要な交易路として栄えた「塩の道」が通じ、そこから各集落を結ぶ道が多数つくられ、人や馬、物資などが行き交いました。現代では自動車が交通の主役となり、かつての道は失われつつありますが、命をつないだ歴史ある道を小谷村の貴重な歴史的資源として活用する取り組みです。



塩の道・大綱峠越え

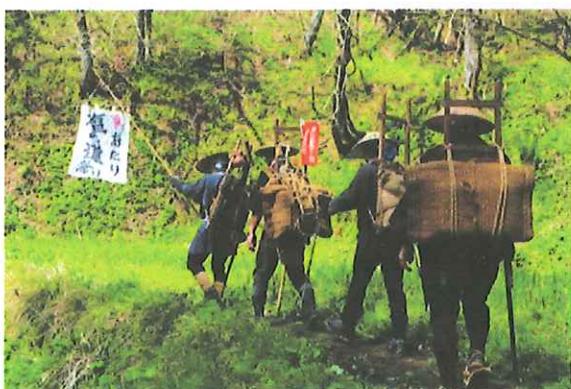
【取り組みの展開】

考え方

松本と糸魚川を結ぶ「塩の道」は小谷村の人々にとって交易や生業として重要な意味を持っていました。しかし、物流の主役を国道へ譲った現代では、放置されればすぐに草木に埋もれて自然に還ってしまう儂い存在でもあります。文化庁の「歴史の道百選」にも選定されている歴史的な由緒ある道を、小谷村が誇る宝として維持し、歴史を伝える大切な地域資源としての活用を図ります。

具体的な取り組み内容（例）

- 道迷いが発生しないよう、道標・サイン類の継続的な整備 [村]
- 適切な間隔で休憩できる休憩ポイントの整備 [村]
- 年1回の大イベントである「塩の道まつり」に加えて、年数回程度小規模なイベントを開催 [区] [村]

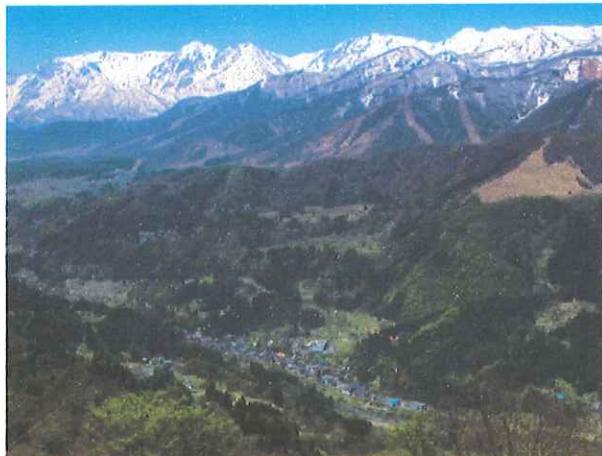


塩の道祭りの様子

2 感動するビューポイントづくり

【概要】

小谷村は変化に富む地形を有し、四季折々のすぐれた景観を楽しむことができます。村内には多数の眺望点が存在しており、平成30年度に村民を対象に実施した「小谷村の景観づくり」に関するアンケートにおいても合計118箇所の眺望点が寄せられました。村内にこれほど多数の眺望点があることは、小谷村の景観上の大きな特徴です。これらの眺望点の中には、大変良い場所でありながら知られていない場所や、かつてはすぐれた眺望が得られていたものの、周囲の樹木が生長するなどして視界が妨げられている場所があります。小谷村が誇る眺望点を地域の宝と位置付け、小谷村をより良く知ることのできる大事な場所として整備します。



「眺望の郷」からの眺め

【取り組みの展開】

A ビューポイントをリスト化する

考え方

変化に富む地形を有する小谷村には、たくさんのビューポイントが存在しています。ちょっとした立ち位置の違いで、見える風景が大きく変わるというのも小谷村の特徴です。これらの多数のビューポイントに関する情報を収集し、地域資源として活用できる形に整理します。

具体的な取り組み内容（例）

- 村内の眺望点の情報を収集・整理し、ビューポイントマップを作成 [村]
- 眺望点マップは紙媒体のほか、インターネットを通じてパソコンやスマートフォンで表示できる形式とすることを検討。[村]

B 居心地のよい眺望点をつくる

考え方

すぐれた景観が楽しめる眺望点において駐車スペースやベンチ等を整備し、小谷村らしいゆったりとした時間を過ごしてもらえる環境づくりを行います。

具体的な取り組み内容（例）

- 駐車スペースの確保 [村]
- 座ってゆったり過ごせるベンチの設置 [民] [区] [村]
- すぐれた眺望を見ながら軽食がとれるよう、キッチンカーの出店を検討 [業] [村]

3 確かな暮らしが感じられる集落・里山づくり

【概要】

村の全域が急峻な地形である小谷村では、ほぼすべての集落が山に抱かれた里山的な環境であり、どこか懐かしさを覚える、日本の原風景ともいえるたたずまいをよく保っています。

しかし、村内の各集落では人口減少と高齢化が急速に進展しており、集落としての存続が危ぶまれる地域も出てきています。集落から人がいなくなれば、その集落が草木に埋もれてしまうだけでなく、背後の山の荒廃にもつながります。そして、険しい場所に人が住み続けているというのは、それだけでも訪れた人に感動を与えます。小谷村らしい集落・里山の景観が守られるよう、すべての集落で確かな暮らしが続けられるための必要な取り組みを行います。



真木集落

【取り組みの展開】

A 空き家・廃屋対策を進める

考え方

かつては暮らしが営まれていた住宅に住む人がいなくなり、空き家となって放置され日本の原風景が損なわれ始めている事例が増えています。住宅などの建築物は使用されていないと老朽化が進み、豪雪地帯である小谷村では雪の重みで空き家が倒壊することもあります。廃屋化した空き家は景観を損ねるだけでなく、周辺にも危害を及ぼすおそれがあるため、対応が急務となっています。空き家の状態や所有者の意向等を確認し、空き家や撤去後の土地を利活用できる仕組みを整えます。

具体的な取り組み内容（例）

- 空き家の状況を調査、把握 [区] [村]
- 空き家バンク制度等の空き家の利活用に関する制度を拡充 [村]
- 空き家の利活用について、所有者への働きかけ [区] [村]
- 空き家に関する担当窓口の一本化 [村]
- 空き家のリフォーム・リノベーション^{※1}の事例を収集し、提供 [業] [村]
- 倒壊等の危険のある廃屋の撤去 [民] [村]

*1 リフォーム・リノベーション：「リフォーム」は傷んだ部分を修復する、老朽化したスペースを新しく改装する場合など、マイナスの状態を0にするもの。「リノベーション」は既存の建物に対して新たな機能や価値を付け加える改装工事など、0をプラスにするもの。

B 棚田を守り活用する

考え方

平地がほとんどない小谷村では、先人たちの大変な苦労によって急傾斜地に農地が切り拓かれてきました。特に水田は、地形を巧みに活かした階段状の棚田として形成され、現在でも小谷村の各地にみられます。一枚一枚の規模が小さい棚田は機械化に不向きで、労力は平坦地の2倍かかるのに収量は半分とも言われ、スギ林への転換や放棄が進んでいます。この傾向は高齢化や人口減少が進む現在、より加速しています。

一方で、自然と調和するようにつくられてきた棚田は、水の貯留機能、地すべり・土砂崩れなどの土砂災害を防ぐ機能、生態系を保全する機能など、多面的で有益な機能を持っています。小谷村では、棚田の保全、棚田の振興等を目的とした、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域振興活動計画」を策定し、令和2年8月に国に認定されました〔☞p.47 コラム参照〕。この計画をベースに、小谷村の景観の重要な要素である棚田を守る取り組みを進めます。

具体的な取り組み内容（例）

- 棚田や棚田オーナー制度に関する情報を継続的に発信【区】【村】
- 棚田オーナー制度の拡充【区】【村】
- 住民主体の棚田を守る取り組みに対する支援【村】

コラム●「小谷村指定棚田地域振興活動計画」

棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域振興活動計画」の計画主体は、「小谷村棚田地域振興協議会」が行い、中山間地域等直接支払事業の協定締結を行っている23集落の農業者と村関係者で構成されています。

指定棚田地域振興活動の目標

指定棚田地域振興活動の令和6年度までの目標は下記のとおりです。

（1）棚田等の保全

- 耕作放棄の防止・削除のため、令和6年度まで小谷村全域の棚田について、耕作放棄率を10%以内に抑え、荒廃農地を5%復旧する。
- 担い手の確保のため、認定農業者等が参加する棚田を3地域増加させる。
- 生産性・付加価値の向上のため、令和6年度までに小谷村全域の棚田地域において、農地集積率を農地中間管理機構の活用により0%から10%へ増加させる。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- 自然環境の保全・活用のため、令和6年度までに小谷村全域の棚田について、棚田保全活動する人数を全体で8名増加させる。
- 令和6年度までに小谷村全域の棚田地域における鳥獣被害面正規を1ha以上にならないように維持する。
- 良好な景観の形成のため、令和6年度までを目標に景観作物を小谷村全域の棚田地域で現状の0.2haから1haまで植栽を増加させる。

（3）棚田を核とした核とした棚田地域の振興

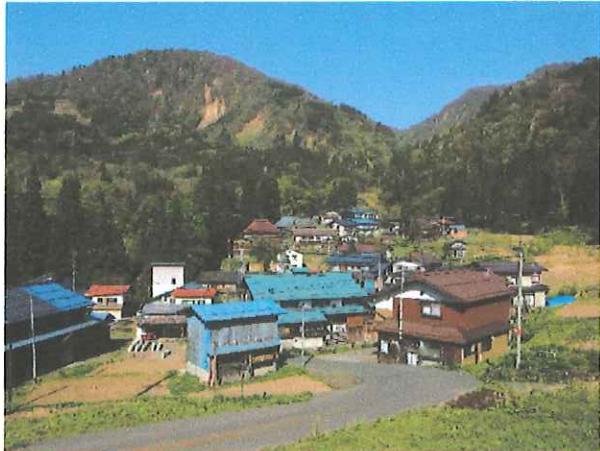
- 令和6年度までに棚田オーナーを取り込んでいる地域で、村と連携した方法等を実施して、参加者を5組増加させる。
- 小谷村全域の棚田地域で農村交流体験イベントを年1回開催し、年間30人参加者を確保する。
- 農業体験利用者を村や観光連盟、地域宿泊施設と連携して50人増加させる。
- 地域において離農者を令和6年度までに10名以下に抑える。

4 小谷村ファンの獲得

【概要】

景観づくりは地域づくりであり、小谷村らしい景観づくりを進めていくことは、住み良い小谷村をみんなでつくっていくことにほかなりません。そのためには、景観づくりに対する村民の理解と協力が欠かせません。

また、広く起伏に富んだ小谷村で景観づくりを進めていくためには、村外からも協力を得る必要があります。景観づくりを村内外の参加と協力を得て進めるための仕組みを整え、景観づくりを継続的に、着実に進めます。



深原集落

【取り組みの展開】

考え方

人口減少と高齢化が進展する中で、人手もお金もかかる景観づくりを進めていくことは簡単なことではありません。景観づくりを着実に進めるためには、村内にとどまらず、村外からも協力を得られる仕組みをつくる必要があります。まずは小谷村を多くの人々に知ってもらうこと、そして実際に足を運び、力を貸してもらえるような村内外の交流の流れをつくります。

具体的な取り組み内容

- テレビ・ラジオ・新聞・情報誌等の既存メディアのほか、インターネットの各種サービス（村ウェブサイト、SNS、Youtube 等）を活用し、小谷村を PR する取り組みや機会の増強 [村]
- 各種のチャンネルを通じて、小谷村の今を伝える新鮮な情報を継続的に発信 [村]
- ふるさと応援寄附金やクラウドファンディング等の制度を活用し、村外からの直接的・間接的な支援を募る体制の整備 [村]
- 体験型イベント等を企画・実施し、村外からの参加募集 [区] [村]
- 小谷村のファンクラブ組織である「おたりのわ」の活動を充実し、村外在住者と継続的に交流する仕組みづくり [区] [村]